

由布市告示第102号

令和5年第3回由布市議会定例会を次のとおり招集する

令和5年8月29日

由布市長 相馬 尊重

1 期 日 令和5年9月5日火曜日

2 場 所 由布市議会議事堂

○開会日に応招した議員

首藤 善友君	志賀 輝和君
佐藤 孝昭君	高田 龍也君
坂本 光広君	吉村 益則君
田中 廣幸君	加藤 裕三君
平松恵美男君	太田洋一郎君
加藤 幸雄君	甲斐 裕一君
佐藤 郁夫君	渕野けさ子君
佐藤 人已君	田中真理子君
鷺野 弘一君	長谷川建策君

○応招しなかった議員

なし

令和5年 第3回（定例）由布市議会 会議録（第1日）

令和5年9月5日（火曜日）

議事日程（第1号）

令和5年9月5日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 請願について
- 日程第5 報告第11号 専決処分の報告について
- 日程第6 報告第12号 専決処分の報告について
- 日程第7 報告第13号 専決処分の報告について
- 日程第8 報告第14号 令和4年度由布市一般会計継続費精算報告書について
- 日程第9 報告第15号 令和4年度決算における健全化判断比率について
- 日程第10 報告第16号 令和4年度決算における資金不足比率について
- 日程第11 報告第17号 由布市みらいふるさと基金条例の運用状況に関する報告について
- 日程第12 報告第18号 令和5年度由布市教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価（令和4年度執行）報告について
- 日程第13 報告第19号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第14 認定第1号 令和4年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第2号 令和4年度由布市水道事業会計収支決算の認定について
- 日程第16 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第17 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて「令和5年度由布市一般会計補正予算（第4号）」
- 日程第18 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて「令和5年度由布市一般会計補正予算（第5号）」
- 日程第19 議案第59号 由布市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第20 議案第60号 由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第21 議案第61号 豊後大野市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する

協議について

- 日程第22 議案第62号 字の区域の変更について
- 日程第23 議案第63号 令和5年度由布市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第24 議案第64号 令和5年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第65号 令和5年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第66号 令和5年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第27 議案第67号 令和5年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第28 議案第68号 令和5年度由布市水道事業会計補正予算（第2号）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 請願について
- 日程第5 報告第11号 専決処分の報告について
- 日程第6 報告第12号 専決処分の報告について
- 日程第7 報告第13号 専決処分の報告について
- 日程第8 報告第14号 令和4年度由布市一般会計継続費精算報告書について
- 日程第9 報告第15号 令和4年度決算における健全化判断比率について
- 日程第10 報告第16号 令和4年度決算における資金不足比率について
- 日程第11 報告第17号 由布市みらいふるさと基金条例の運用状況に関する報告について
- 日程第12 報告第18号 令和5年度由布市教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価（令和4年度執行）報告について
- 日程第13 報告第19号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第14 認定第1号 令和4年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第2号 令和4年度由布市水道事業会計収支決算の認定について
- 日程第16 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第17 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて「令和5年度由布市一般会計補正予算（第4号）」
- 日程第18 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて「令和5年度由布市一般会計補正予算（第5号）」

- 日程第19 議案第59号 由布市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第20 議案第60号 由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第21 議案第61号 豊後大野市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について
- 日程第22 議案第62号 字の区域の変更について
- 日程第23 議案第63号 令和5年度由布市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第24 議案第64号 令和5年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第65号 令和5年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第66号 令和5年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第27 議案第67号 令和5年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第28 議案第68号 令和5年度由布市水道事業会計補正予算（第2号）

出席議員（18名）

1 番 首藤 善友君	2 番 志賀 輝和君
3 番 佐藤 孝昭君	4 番 高田 龍也君
5 番 坂本 光広君	6 番 吉村 益則君
7 番 田中 廣幸君	8 番 加藤 裕三君
9 番 平松恵美男君	10 番 太田洋一郎君
11 番 加藤 幸雄君	12 番 甲斐 裕一君
13 番 佐藤 郁夫君	14 番 瀧野けさ子君
15 番 佐藤 人己君	16 番 田中真理子君
17 番 鷺野 弘一君	18 番 長谷川建策君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 馬見塚美由紀君	書記 松本 英美君
書記 中島 進君	書記 生野 洋平君

説明のため出席した者の職氏名

市長	相馬 尊重君	副市長	小石 英毅君
教育長	橋本 洋一君	総務課長	庄 忠義君
財政課長	大久保 暁君	総合政策課長	一法師良市君
税務課長	安部 正徳君	財源改革推進課長	渡辺 隆司君
市民課長兼マイナンバーカード推進室長			吉野眞由美君
防災危機管理課長	赤木 知人君		
人権・部落差別解消推進課長			富川 賢治君
監査事務局長兼選挙管理委員会事務局長			利光 祐治君
会計管理者	佐藤 幸洋君	建設課長	三ヶ尻郁夫君
都市景観推進課長	大塚 守君	農政課長	杉田 文武君
農林整備課長	岡 公憲君	農業委員会事務局長	二宮 啓幸君
水道課長	衛藤 武君	商工観光課長	古長 誠之君
環境課長	田代 由理君		
福祉事務局長兼福祉課長			武田 恭子君
健康増進課長	佐藤 重喜君	子育て支援課長	後藤 昌代君
保険課長	砂田 剛士君	高齢者支援課長	工藤 由美君
挾間振興局長兼地域振興課長			小野嘉代子君
庄内振興局長兼地域振興課長			佐藤 俊吾君
湯布院振興局長兼地域振興課長			後藤 睦文君
教育次長兼教育総務課長			日野 正美君
学校教育課長兼給食センター長			麻生 久君
社会教育課長	吉倉 芳恵君	スポーツ振興課長	米津 康広君
消防長	大嶋 陽一君	代表監査委員	大塚 裕生君

午前10時00分開会

○議長（長谷川建策君） 皆さん、おはようございます。これより、令和5年第3回由布市議会定例会を開会いたします。

暑い方は上着を脱ぐことを許可いたします。

ただいまの出席議員数は18名です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長、関係課長及び代表監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第1号により行います。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（長谷川建策君） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、2番、志賀輝和君、3番、佐藤孝昭君の2名を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（長谷川建策君） 次に、日程第2、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期は、本日から9月22日までの18日間といたしたいと思います。異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から9月22日までの18日間と決定いたしました。

日程第3. 諸報告

○議長（長谷川建策君） それでは、日程第3、諸報告を行います。

まず、議長報告については、お手元に配付した配付表をお目通しいただきたいと思います。

次に、市長の行政報告を受けます。市長。

○市長（相馬 尊重君） 皆様、おはようございます。令和5年第3回定例会にあたりまして、議員各位には、公私ともに大変お忙しい中、御出席をいただき、心から感謝を申し上げます。

はじめに、さきの7月豪雨災害では、甚大な被害により、誠に残念ながら尊い命が失われる事態となりました。改めまして、このたびの豪雨災害によりお亡くなりになられた方々と、その御遺族の皆様に対し、謹んでお悔やみを申し上げるとともに、被災されました皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

市といたしましても、災害からの復旧・復興に向けて、市民の皆様が一日も早く安心して日常生活を送ることができるよう、全力で取り組んでまいり所存でございます。引き続き、皆様方の御支援と御協力をお願い申し上げます。

また、豪雨災害発生後、多くの皆様に温かい御支援、御協力を賜りましたことに、この場をお借りいたしまして厚くお礼を申し上げます。

まだまだ台風シーズンを迎えております。今後も気象情報を注視しながら、対策には万全を期していきたいと考えているところです。

さて、今回、提案することとしております報告 9 件、認定 2 件、諮問 1 件、承認 2 件、議案 10 件につきましては、どうか慎重な御審議をお願いいたしますとともに、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

そして、本日、お手元に行政報告をお配りしております。御一読いただきますようお願いを申し上げる次第です。少しお時間を頂いて、幾つかの項目について御報告を申し上げます。

はじめに、7 月 18 日に大分県基地周辺整備対策協会及び日出生台演習場周辺施設整備期成会によりまして、九州防衛局に対しまして地域振興策等の早期実現についての予算措置並びに在沖縄米軍移転訓練に伴う早期の情報公開・安全対策措置の要望を行ったところでございます。

次に、8 月 10 日には、九州地方整備局へ国道 210 号改修促進協議会による由布市域・大分市域の一般国道 210 号 4 車線化の早期整備について、大分市と合同で要望を行ってまいりました。

次に、8 月 24 日には、豊後大野市において、大分県市長会秋季定例会が開催され、九州市長会へ提出する議案と大分県へ要望を行う議案について審議を行いました。

次に、今回は多くの方々から、九州大会、また全国大会への出場と大分県大会での受賞報告を頂きました。6 月 28 日には空手道創凛塾の皆様、7 月 20 日に大分県立由布高等学校郷土芸能部の皆さん、7 月 24 日には、野球チーム、湯布院フレンズの皆さん、8 月 2 日には、挾間中学校の柔道部並びに陸上部の皆さん、8 月 7 日には、庄内中学校の吹奏楽部の皆さん、8 月 23 日には、挾間陸上クラブの皆さんから、それぞれの大会出場の報告とうれしい結果報告を頂いたところでございます。由布市の未来を担う子どもたちが幅広く活躍している姿に、大変うれしく思った次第でございます。

次に、5,000 万円以上の工事請負契約につきましては、今報告において該当する案件はございませんでした。

以上、御報告申し上げます。

○議長（長谷川建策君） 次に、広域連合議会の報告をお願いいたします。大分県後期高齢者医療広域連合議会議員、太田洋一郎君。

○大分県後期高齢者医療広域連合議会議員（太田洋一郎君） おはようございます。大分県後期高齢者医療広域連合議会について御報告申し上げます。

会議の結果。

会議名、令和 5 年第 2 回大分県後期高齢者医療広域連合議会定例会。日時、令和 5 年 8 月 7 日 月曜日、午後 1 時 30 分より。会期、1 日間。場所、大分市、大分県医師会館 6 階会議室。出席状況、定数 26 名につきまして、23 名の出席となっております。

議事日程でございます。

議案第9号、大分県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任に関し議会の同意を求めることについて。

副広域連合長については、広域連合規約第13条において、その任期が「関係市町村の長としての任期による」と規定されていることから、長野恭紘氏の別府市長としての任期が4月29日をもって満了に伴い空席になっておりましたが、4月23日の別府市長選挙で再選された長野恭紘市長を再任するため、地方自治法第292条の規定において準用する同法第162条及び広域連合規約第12条第3項の規定に基づき議会の同意を求めるものです。賛成多数で同意でございます。

次に、議案第10号、大分県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任に関し議会の同意を求めることについて。

3月14日をもって広域連合議員を辞職した高橋弘巳氏の後任として、新たに仲家孝治氏を選任するため、地方自治法第196条第1項及び広域連合規約第16条第2項の規定に基づき議会の同意を求めるものです。賛成多数で同意でございます。

議案第11号、令和4年度大分県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第292条の規定により準用する、同法第233条第3項の規定に基づき認定を求めるもの。

一般会計については、歳入総額9億8,844万1,829円、歳出総額8億7,432万3,957円、歳入歳出差引き残額1億1,411万7,872円とするもの。

特別会計については、歳入総額2,047億3,201万3,538円、歳出総額1,981億1,071万4,250円、歳入歳出差引き残額66億2,129万9,288円とするもの。賛成多数で認定されました。

議案第12号、令和5年度大分県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について。

補正額4,203万1,000円減額し、補正後の予算総額9億7,246万9,000円とするもの。補正の内容は、歳入では分担金及び負担金を1億5,614万9,000円減額し、繰越金を1億1,411万8,000円増額するもの。歳出では、総務費を1億1,411万8,000円増額し、民生費を1億5,614万9,000円減額するもの。賛成多数で可決いたしました。

議案第13号、令和5年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）について。

補正額53億8,485万円増額し、補正後の予算総額2,131億3,185万円とするもの。補正の内容は、歳入では国庫支出金を8,030万円、繰入金1億5,614万9,000円をそれぞれ減額し、繰越金を56億2,129万9,000円増額するもの。歳出では、総務費を2億

3,644万9,000円減額し、諸支出金を55億5,691万8,000円、予備費6,438万1,000円をそれぞれ増額するもの。賛成多数で可決いたしました。

御報告を申し上げます。

○議長（長谷川建策君） 大分県後期高齢者医療広域連合議会の報告が終わりました。

次に、閉会中の委員会調査研修報告をお願いいたします。

まず、総務常任委員長、田中真理子さん。

○総務常任委員長（田中真理子君） おはようございます。総務常任委員会委員長、田中真理子です。調査研修報告をいたします。

常任委員会調査研修報告書。

本常任委員会は所管事項のうち次の事件について調査研修を行ったので、その結果を下記のとおり会議規則第110条の規定により報告いたします。

記。

1、調査事件。境町のふるさと納税の取組について。農のある暮らし「飯能住まい」制度について。

2、調査研修の期間。令和5年7月10日から7月12日です。

3、調査研修地。①茨城県境町、株式会社さかいまちづくり公社、茨城県猿島郡境町1341-1、道の駅さかい内にあります。②埼玉県飯能市役所、埼玉県飯能市大字双柳1-1です。

4、調査研修者。記載のとおりです。

5、調査研修結果。別紙のとおり。

次ページをお願いいたします。

（1）茨城県境町、株式会社さかいまちづくり公社。①境町のふるさと納税の取組について。町の概要については、一読をお願いいたします。

視察の目的。

境町は、ふるさと納税に力を入れていて、寄附額ランキングは関東で常にトップクラス。県下では7年連続1位を達成しています。

また、子育て世代が住みたい田舎部門で関東1位です。移住でも子育て支援でも注目されているまちです。

境町では、まず移住・子育て支援の充実を図る前に、財政再建に取り組んだとのこと。平成25年度には、貯金7.1億円、借金171.9億円、将来負担比率が184.1%と北関東で104市町村中ワースト1位という財政悪化に苦しんでいました。境町では、財政改善・資金確保のためにふるさと納税に取り組み、平成25年度には7件で7万円だったのが、令和3年度には約29万件で49億円までに急拡大しています。このふるさと納税の拡大に伴って、町の貯金

も増加の一途をたどり、令和２年度には３２．９億円まで増え、町政を充実するための資金確保に成功しています。

ふるさと納税の成功の基になっているのは、道の駅さかいを拠点施設としたさかいまちづくり公社を中心に返礼品の充実に取り組み、施設内にさかいサンドや沖縄県国頭村公設市場をプロデュースするなど拠点整備を工夫、さらに特産品の開発として干し芋やワイン醸造を産業化することで雇用の場も充実させています。

鉄道がない町にとって、高齢者や子どもたちの貴重な地域の足となっている自治体初の自動運転バスもこの財源と補助金を活用し、定常運行しています。バスにはコントローラーを備え、オペレーターが１人乗車して発進、停止などを操作、安全のため低速かつ料金ゼロ円で運行、町の持ち出しはなく、公共交通による経済効果は７億円と推定されています。

そのほかにも、子育て支援日本一を目指し、「英語移住しませんか？」をキャッチコピーに英語教育に特化したまちづくりや、定住促進戸建住宅事業を導入し、２０年住んだら土地建物を無償譲渡するなど移住定住政策が充実していました。

視察の感想です。

境町は、ふるさと納税に力を入れていて、財源を確保し、移住定住しやすい環境を整備し、住んでいる町民にも福祉の充実として恩恵のある政策を町長、議会、行政、民間企業、住民が同じ方向を向いて一体となり、発想力とスピード感を持って取り組んでいる姿がありました。

また、町外の方の観光利用や全国の自治体や大学、民間団体等からの視察も相次いでおり、「全国に横展開できる近未来モデルへ！」境町のチャレンジは、日本の将来に対するチャレンジであり、どこの地方自治体にもある課題解決のための挑戦だと感じました。私たちも、今後住民が安心してシビックプライドを持って住み続けられるまちを目指していかなければならないと思いました。

（２）埼玉県飯能市役所。①農のある暮らし「飯能住まい制度」について。

市の概要については、一読をお願いいたします。

視察の目的。

地域の７５％を森林が占めており、自然豊かな環境の飯能市では、東京都心からの移住先として注目されており、近年転入が転出を上回る状況が続いているそうです。

農のある暮らし「飯能住まい制度」は、飯能市の南高麗地区を対象に豊かな自然の中で理想の家を建設し、移住後に農と触れ合うプログラムによる農のある暮らしを実感できる飯能市の独自制度です。南高麗地区は、市街化調整区域であり、市街化区域と比べ、里山風景が広がるエリアです。

また、市街化調整区域のため、住宅建築に制限がありますが、「優良田園住宅制度」を利用す

ることで一定の条件や要件を満たせば新たな住宅の建設が可能であることが飯能住まい制度の最大の特徴です。

また、移住後は、「なりわい」としての農だけではなく、移住者のニーズに応じて「農業体験参加型」「家庭菜園型」「農園利用型」「農地利用型」の4つのプログラムから自分に合った農のある暮らしを選ぶことができます。さらに満喫していただくために、農に関する講習会や作付指導等、ニーズに応じた支援も行っていました。

このほか、飯能住まい制度を利用して、最大397万円の移住に対する補助制度を受けられ、移住者にゆとりと潤いのある生活を送っていただける仕組みが飯能市にありました。

視察の感想です。

飯能市は、平成26年5月に、いわゆる消滅可能都市に挙げられたことがきっかけに人口問題対策プロジェクトを立ち上げ、飯能市の名前にかけた「半農ライフ始めませんか？」をキャッチコピーに、農業体験型から本格的な農業まで4種類ものプログラムを用意され、多様化する住民ニーズに十分応えられる内容になっていて、日常生活の中で農業に触れながら都会に通勤できるという取組をしています。

本市も耕作放棄地が増加傾向で、若者の農業離れの傾向でもあります。「農ある暮らし」を充実させることにより、自然環境の豊かな中で農ある暮らしを送りたい方の移住定住を促進し、地域農業への様々な形で関わっていただく方が増えることで文化やコミュニティの維持と地域農業の活性化にもつながる取組だと感じました。

以上で、報告を終わります。

○議長（長谷川建策君） 次に、教育民生常任委員長、平松恵美男君。

○教育民生常任委員長（平松恵美男君） 皆さん、おはようございます。教育民生常任委員会委員長、平松恵美男でございます。調査研修報告を行います。

常任委員会調査研修報告書。

本常任委員会は所管の事項のうち次の事件について調査研修を行ったので、その結果を下記のとおり会議規則第110条の規定により報告いたします。

1、調査事件。ニセコスタイルの教育とニセコ高校の取組。ユニセフ日本型子どもにやさしいまちづくり。倶知安町社会教育中期行政計画について。

2、調査研修の期間は、令和5年7月12日から14日でございます。

3、調査研修地。ニセコ町役場。倶知安町公民館。

4、調査研修者は記載のとおりです。

5、調査研修結果につきましては、次ページからお願いします。

まず最初に、北海道ニセコ町。

町の概況につきましては、ニセコ町は北海道の道央西部に位置し、冬の最深積雪は200センチに達する豪雪地帯である。通年の観光リゾート地として国内外から多くの観光客が訪れている。面積は197.13平方キロメートル、人口は4,946人、令和5年6月末現在でございます。近年は国際化が進んでいるとともに、15歳未満の年少人口が増加傾向にある。平成13年に「ニセコ町まちづくり基本条例」を策定し、住民参加型のまちづくりを制度として保障しており、これまで「相互扶助」や「多様性」を大事にしながら発展してきた歴史を持っている町であります。

視察の目的でございますが、ニセコスタイルの教育とニセコ高校の取組について。

ニセコ町教育振興基本計画の中では、目指す子ども像として「ニセコに誇りを持ち、たくましく生きる人」を掲げており、幼児センターから高校までの連続性のある一貫した教育、ふるさと学習、英語教育の充実、コミュニティスクールとの連動などの取組を推進している。

また、町立ニセコ高校は、昼間定時制課程の農業高校であり、全国唯一の緑地観光科を置くことで農業と観光を融合した特色ある高校教育を進めています。近年は定員割れの状態が続き、北海道から再編整備の方針も示されている中、高校魅力化検討委員会の設置などにより生徒数の確保に努めています。

ユニセフ日本型子どもにやさしいまちづくりについて。

ニセコ町まちづくり基本条例第11条では「子どものまちづくりに参加する権利」を規定していることと併せ、日本ユニセフ協会の提唱する「日本型CFCI実践自治体」として参画している。

主な取組として「小中学生まちづくり委員会」がある。これは、小中学生に自分の住むまちの理解を深めてもらい、ワークショップを中心として自分たちの目でまちの課題を確かめながら、子どもなりの議論と提言を行っているものである。

また、ほかにも円卓状につくられている町の議場で「子ども議会」を開催しており、一般質問では、町長をはじめ執行部が対応している。

主な事例として、街灯が少ない通学路の整備や給食メニューの提案などが実際の町の取組として予算化されている。このような子ども関連施策に関して、縦割りの組織を横断的に統括、核となるべく令和3年度から「こども未来課」を設置し、各種取組を進めています。

次に、2としまして、北海道の倶知安町。

町の概要につきましては、北海道の南西に位置し、ニセコ連邦が連なる豊かな自然に恵まれた町である。人口は1万4,970人、令和5年3月末の状況でございます。面積は261.34平方キロメートルである。昭和47年に「スキーの町」を宣言しており、冬季は隣接するニセコ町同様に豪雪地帯となるため、道内外はもとより海外からも多くのスキーヤー、スノーボーダーが

訪れる国際スキーリゾートエリアとなっている。

視察の目的でございますが、倶知安町社会教育中期行政計画につきましては、令和2年3月に「生きがいを求めてつながりあうまちづくり」を基本目標として同計画を策定の上、令和6年度までの5年間、取組を進めている。

主な特徴としては、他部署との連携による8つの領域（家庭教育、少年教育、青年成人教育、高齢者教育、スポーツ振興、文化芸術、文化財、社会教育推進の基盤整備）の体系化、年次評価を行いながら横断的に取り組んでいる。

また、誰もがスキーに親しめる環境整備に努めており、令和4年度には「スキーの町宣言50周年記念事業」として、町内小中学生へのスキー場シーズン券の配布、町営スキー場の無料開放、スキー教室などを実施している。

しかしながら、社会教育の推進に不可欠である26の施設については、「倶知安町社会教育施設個別施設計画」を別途策定し、今後、機能集約や廃止など必要な措置を講じていくこととしています。

2件の視察を終えまして、パウダースノーを求めて国内外からスキーヤーが集まり、国際的なリゾート地として脚光を浴びる2つの町であるが、それぞれの町の抱える課題に対し、取り組む意欲と姿勢に温度差が見られることは、その自治体が抱える問題の性格上致し方ないと考えております。

子育て世代の人口が増加傾向にあれば、課題解決に向けて施策に集中して取り組むことができる一方、施設の維持管理、存続か廃止かといったような近々の課題解決を迫られている状況では自治体として難しいかじ取りにならざるを得ない。ただ、観光客の増加、特にインバウンドの大幅な増加は、2つの町だけではなく、周辺地域にも様々な影響を与えるものと考えられる。今後の取組に引き続き注視していきたい。

このような状況は、由布市においてもそれぞれのエリアで起きていることであり、人口減少や少子高齢化といった現状の中で問題の解決に向けて勇気をもって取り組んでいくことの必要性を改めて感じた視察となりました。

以上、報告を終わります。

○議長（長谷川建策君） 次に、産業建設常任委員長、加藤裕三君。

○産業建設常任委員長（加藤 裕三君） おはようございます。産業建設常任委員長の加藤裕三です。常任委員会の調査研修報告を行います。ちょっと多いので、頑張って早口でいきたいと思えます。

常任委員会調査研修報告書。

本常任委員会は所管事項のうち次の事件について調査研修を行ったので、その結果を下記のと

おり会議規則第110条の規定により報告いたします。

記。

- 1、調査事件。緑化推進事業について。岩手町型農業と薬用作物について。
- 2、調査研修の期間。令和5年7月18日火曜から20日木曜。
- 3、調査研修地。十和田市役所。岩手広域交流センタープラザあい。
- 4、調査研修視察者。委員会全員。随行は議会事務局です。

ページをめくってください。

青森県十和田市環境緑化事業について。

町の概要については、御一読お願いします。

視察の内容。

市民参加による緑化推進事業について、十和田市では「環境緑化まつり」と「オープンガーデンとわだ」を行っています。

まず、「環境緑化まつり」については、まちに緑と花を増やし、緑豊かな潤いのある住環境づくりを推進するため、市民の緑化意識の高揚等を目的に行われています。十和田市役所前的大通りである「官庁街通り」には、十和田市現代美術館を中心とした現代アート作品が野外展示されているのと同時に、市が管理する300本を超える街路樹（桜や松）があり、この桜の時期に中心街で開催される十和田市春まつりのイベントの一つとして環境緑化まつりも行われています。

昭和46年度から続くイベントであり、今年で通算51回目となりました。中央公園緑地を会場とし、花屋や盆栽同好会などの展示等を来場者が楽しむものでした。

来場者に対する緑化啓発はできている一方、過去最大20団体あった参加団体が現在6団体となっており、参加団体が減少傾向にあること、また桜の時期に合わせて開催しているが、桜の時期が年々早くなっていることの影響について課題と捉えていました。

次に、「オープンガーデンとわだ」について、事業参加者に自宅や職場等の庭・花壇を一般公開することで市内景観形成に寄与する事例を多くの市民に紹介し、地域交流活性化及び花と緑のまちづくりの輪を広げることを目的としています。

これまでの経緯としては、昭和48年度から花壇コンクールを行っていた中、平成20年にオープンガーデンを開始しました。平成24年度の十和田市事務事業評価市民検討委員会での提言を受け、この2事業をオープンガーデン事業に統合しました。以前はコンクールとして表彰等も行っていたが、現在は参加賞として培養土や肥料などを渡しているようです。

今年度の参加者は、個人、町内会等団体、民間事業者、保育園、福祉施設、そして市の花壇の18件でした。市の花壇とは、官庁街通り沿いの花壇のことであり、市民団体とパートナーシップを結んで維持管理をしています。一年草を春と秋に植え替える手法から宿根草へ転換したため、

毎年2回全ての苗を植え替える必要をなくすことで経費削減にも努めているとのことでした。

市民等の庭を開放するという事で、公開している庭の表示パネル配布や公開時間がそれぞれ異なっていること、プライベートな場所へ侵入しないこと、ペットの同伴はオーナーの了承を得ること等、見学に当たってのルールやマナーを遵守するような注意書きをパンフレットにもしっかり記載し、トラブルの未然防止策も丁寧に行っていました。

こちらの事業も同様に、参加者が減少傾向にあることやパンフレットのデジタル化により生じる高齢の見学者等に対するデジタルディバイドへの配慮等を課題と捉えているとのことでした。

次に、岩手県岩手町、岩手町型農業と薬用作物について。

町の概要については、御一読ください。

4ページを御覧ください。視察の内容です。

岩手町では、食料生産拠点のまちとして、米・野菜・肉と多種多様な食材を複合的に生産する「岩手町型農業」を展開しています。取り組む30品目のうち、販売額1億円を超えるのが、キャベツ、ピーマン、長芋、レタス、大根、白菜の6品目であり、特にキャベツは、平成18年度に販売額10億円を超え、令和2年度には過去最高の19億円を達成しています。

また、複合的農業を推進する上で耕畜連携の取組も続けてきており、堆肥流通化事業、環境保全型農業推進事業、耕畜連携総合推進事業と名称を変えつつも、状況に応じて内容の精査も行いながら、現在は堆肥供給者、堆肥利用協議会（JA）、町が連携して耕畜連携システムをつくっていました。

堆肥購入助成のお知らせの中には、成分分析結果や使用により期待できる効果を記載し利用拡大を図っているが、ここ数年の利用戸数は横ばいとなっているようです。

岩手町の薬用作物生産の歴史は半世紀ほどあり、その発端は岩手県内の転作に関心がある方々で設立した農事組合法人岩手薬草組合から始まりました。薬草は、転作用作物として期待され、製薬メーカーと契約し、出荷先も確立させながら作付面積を増やしていきました。

町の支援としては、農商工連携プロジェクトの一環で製薬メーカーと連携しながら、組合へのセミナー開催等ソフト面から支援を始め、資機材購入補助金、作付者への補助金、転作補助金により金銭面の補助も行っています。

しかしながら、生産者の高齢化や離農の増加などにより、生産力の低下が問題になりました。そこで、令和2年に組合を解散し、製薬メーカー関連子会社へ事業を継承することで生産品目の整理等の効率化を目指しているとのことでした。

今回、町担当職員のほか、上記関連会社の方からもお話をお聞きし、医療用漢方製剤の製造に関することや栽培地の状況等をお聞きし、岩手町の薬草作付面積が岩手県内で6割弱を占めており、国産生薬生産の一助を担っている現状を確認しました。

また、現地視察として、蘇葉の農地及び加工場（乾燥・仕分場）を見学させていただき、栽培や収穫の注意点などを御教示いただきました。

最後に、視察を終えてですが、ちょっと重複しますので、官庁街通りを含めて、現状としては少子高齢化のみならず物価高騰など市民生活が厳しい状況、また自治体においても厳しい行財政、経済の再生、地域活性化などの市民の安全・安心なまちづくりを進める中、町の将来を見据え、諸課題の解決に向け、国内様々な先進地の現状課題を調査、研究し、今後の由布市にどう取り入れ、生かしていくのか、強く感じた研修となりました。

長くなりました。以上で、報告といたします。

○議長（長谷川建策君） 以上で、諸報告を終わります。

日程第4. 請願について

○議長（長谷川建策君） 次に、日程第4、請願についてを議題として、議会事務局長に請願の朗読を求めます。議会事務局長。

○事務局長（馬見塚美由紀君） 事務局長です。それでは、お手元に配付の請願文書表により朗読いたします。朗読に際しまして、請願者、紹介議員の氏名につきましては、敬称を略させていただきます。

受理番号3。件名、地方財政の充実・強化を求める意見書採択について。

請願者、大分市大手町、大分県地方自治研究センター、理事長中山敬三。紹介議員、佐藤郁夫、加藤裕三。

受理番号4。件名、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願。

請願者、由布市庄内町、大分県教職員組合由布支部、執行委員長浜小路国弘。紹介議員、佐藤郁夫、加藤裕三。

受理番号5。件名、インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付することを求める請願。

請願者、大分市大津町、大分民主商工会会長河野正則。紹介議員、首藤善友。

以上でございます。

○議長（長谷川建策君） ただいまの請願3件については、会議規則第141条の規定により、お手元に配付の請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたします。

日程第5. 報告第11号

日程第6. 報告第12号

日程第7. 報告第13号

日程第 8. 報告第 1 4 号

日程第 9. 報告第 1 5 号

日程第 1 0. 報告第 1 6 号

日程第 1 1. 報告第 1 7 号

日程第 1 2. 報告第 1 8 号

日程第 1 3. 報告第 1 9 号

日程第 1 4. 認定第 1 号

日程第 1 5. 認定第 2 号

日程第 1 6. 諮問第 2 号

日程第 1 7. 承認第 7 号

日程第 1 8. 承認第 8 号

日程第 1 9. 議案第 5 9 号

日程第 2 0. 議案第 6 0 号

日程第 2 1. 議案第 6 1 号

日程第 2 2. 議案第 6 2 号

日程第 2 3. 議案第 6 3 号

日程第 2 4. 議案第 6 4 号

日程第 2 5. 議案第 6 5 号

日程第 2 6. 議案第 6 6 号

日程第 2 7. 議案第 6 7 号

日程第 2 8. 議案第 6 8 号

○議長（長谷川建策君） 次に、本定例会に提出されました報告第 1 1 号から報告第 1 9 号までの報告 9 件、認定第 1 号及び認定第 2 号の認定 2 件、諮問第 2 号の諮問 1 件、承認第 7 号及び承認第 8 号の承認 2 件、並びに議案第 5 9 号から議案第 6 8 号までの議案 1 0 件については、一括上程します。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（相馬 尊重君） それでは、上程されました議案について、一括して提案理由を御説明いたします。

本定例会で審議をお願いいたします案件は、報告 9 件、認定 2 件、諮問 1 件、承認 2 件、議案 1 0 件でございます。

まず、報告第 1 1 号、専決処分の報告については、市が管理する遊歩道の管理瑕疵による和解及び損害賠償の額を地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分したことについて、同条

第2項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第12号及び報告第13号の専決処分の報告については、市道の管理瑕疵による和解及び損害賠償の額を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したことについて、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第14号、令和4年度由布市一般会計継続費精算報告書については、継続費をお願いしておりました、し尿処理施設整備事業及び防災情報システム整備事業の継続事業が終了したことから、報告するものでございます。

次に、報告第15号、令和4年度決算における健全化判断比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの健全化判断比率について、監査委員の意見を付して報告するものでございます。

次に、報告第16号、令和4年度決算における資金不足比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、公営企業会計の資金不足比率を監査委員の意見を付して報告するものでございます。

次に、報告第17号、由布市みらいふるさと基金条例の運用状況に関する報告については、令和4年度において7,725件、総額5億5,772万9,000円のふるさと納税を頂き、基金へ2億6,092万3,868円の積立てを行うとともに、同基金より1億円を取崩し、各事業に充当しましたので、由布市みらいふるさと基金条例第8条の規定により議会に報告するものでございます。

次に、報告第18号、令和5年度由布市教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価（令和4年度執行）報告については、教育委員会による点検・評価の報告でありますので、教育長より報告をいたします。

次に、報告第19号、例月出納検査の結果に関する報告については、監査委員による報告となりますので、代表監査委員より報告をいたします。

次に、認定第1号、令和4年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定については、水道事業会計を除く一般会計及び特別会計の決算について、地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により、監査委員の審査に付しましたところ、8月24日付で決算審査意見書の提出がございましたので、同法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものでございます。

次に、認定第2号、令和4年度由布市水道事業会計収支決算の認定については、水道事業会計収支決算書が提出されましたので、地方公営企業法第30条第2項の規定により、監査委員の審査に付しましたところ、7月28日付で決算審査意見書の提出がございましたので、同法同条第

4項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものでございます。

次に、諮問第2号、人権擁護委員の推薦については、現在、人権擁護委員である梅野悦子氏の任期が令和5年12月31日をもって満了しますことから、新たに前谷希美氏を人権擁護委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

次に、承認第7号、令和5年度由布市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについては、歳入歳出予算にそれぞれ2億171万8,000円を追加し、予算の総額を212億9,387万円としたことの承認をお願いするもので、令和5年7月大雨災害に係る対応及び復旧対策費を専決処分いたしましたものです。改めて、この災害により犠牲になられた方と御遺族の皆様に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災された市民の皆様に対しまして、心よりお見舞いを申し上げます。

補正予算の内容としては、行方不明者の捜索にかかる費用や市道等の土砂・倒木の緊急除去工事、公共土木施設及び農林業施設の災害査定に向けた測量設計委託料のほか、農地等の土砂取り除きに対する災害復旧事業補助金等の増額分を計上したもので、緊急を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年6月30日付で専決処分を行ったものでございます。

次に、承認第8号、令和5年度由布市一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについては、歳入歳出予算にそれぞれ2,491万5,000円を追加し、予算の総額を213億1,878万5,000円としたことの承認をお願いするものでございます。

内容といたしましては、電気、ガス及び食料品等の物価高騰に直面し影響を受けている高齢者施設や障がい者施設及び幼児・保育施設等に対する物価高騰分の補填、及び令和5年7月大雨災害に係る宅地被害復旧支援金などに対応するため、緊急を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年8月3日付で専決処分を行ったものでございます。

次に、議案第59号、由布市過疎地域持続的発展計画の変更については、産業の振興に係る事業内容の変更を行うため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第60号、由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第61号、豊後大野市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議については、豊後大野市が設置する三重全天候型運動場を地方自治法第244条の3第2項の規定に基づき、由布市の住民の利用に供させることに関し協議することについて、同条第3項の

規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第62号、字の区域の変更については、県営経営体育成基盤整備事業における庄内町柚ノ木地区第2工区の土地改良事業の竣工に伴い、字の区域を変更することにより、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第63号、令和5年度由布市一般会計補正予算（第6号）は、歳入歳出にそれぞれ2億9,520万円を追加し、予算の総額を216億1,398万5,000円にお願いするものでございます。

歳入では、普通交付税や繰越金の額の確定のほか、事業に伴う国・県支出金などの特定財源が主なものでございます。

歳出の主な内容としましては、物価高騰が続く中、子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、おむつの補助として、乳幼児1人当たり2万円を補助する由布市すくすくおむつクーポン券配布事業補助金を計上させていただいております。

また、令和5年7月大雨災害からの早期復旧・復興を図るため、公共土木施設災害復旧費や農林水産施設等復旧支援事業補助金を計上いたしております。

このほか、移住機運の高まりを背景に移住希望者が増加傾向にあることから、移住支援金や空き家改修補助金の増額、旧湯布院公民館跡地の整備に向けて、市民説明会やパブリックコメントを踏まえた内容になるよう公民館跡地設計委託料の増額、近年多発する特殊詐欺の被害防止に向けた特殊詐欺等防止機能付電話機購入補助金の増額、設置から45年が経過しています挾間中学校のプール改修工事費などをお願いしているところです。

次に、議案第64号、令和5年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算にそれぞれ1億2,433万6,000円を追加し、予算総額を41億9,523万1,000円にするものでございます。

主な内容としましては、歳入では繰越金を、歳出では前年度分事業費の確定に伴う交付金等の精算に係る経費をそれぞれ増額するものでございます。

次に、議案第65号、令和5年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算にそれぞれ207万1,000円を追加し、予算総額を5億5,145万8,000円にするものでございます。

歳入では繰越金を、歳出では予備費を増額するものでございます。

次に、議案第66号、令和5年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算にそれぞれ1億9,116万5,000円を追加し、予算総額を45億5,273万6,000円にするものでございます。

歳入では基金繰入金及び繰越金を、歳出では基金積立金及び諸支出金を増額するものでござい

ます。

次に、議案第67号、令和5年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出からそれぞれ5万1,000円を減額し、予算総額を1億2,943万2,000円にするものでございます。

歳入では繰越金を、歳出では基金積立金を減額するものでございます。

次に、議案第68号、令和5年度由布市水道事業会計補正予算（第2号）は、収益的予算では収益的支出を増額し、資本的予算では資本的収入及び支出をそれぞれ増額するものでございます。

私からの説明は以上です。詳細につきましては、担当課長より説明をいたしますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御賛同いただきますようお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） ここで暫時休憩します。再開は11時10分といたします。よろしくお願ひします。

午前11時00分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（長谷川建策君） 再開します。

次に、報告第18号、令和5年度由布市教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価（令和4年度執行）報告について、教育長より報告を求めます。教育長。

○教育長（橋本 洋一君） 報告第18号について御報告を申し上げます。

報告第18号、令和5年度由布市教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価（令和4年度執行）報告について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、令和5年度由布市教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検評価（令和4年度執行）を実施したので、同条第1項の規定により報告する。

令和5年9月5日提出、由布市教育長。

由布市教育委員会では、同法の規定に基づき、効果的な教育行政の推進に努めるとともに、市民の皆様への説明責任を果たすため、このたび令和4年度の実績について教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検評価を実施し、報告書を作成いたしました。

由布市教育委員会では、第2期由布市教育振興基本計画を年度ごとに実効性のあるものとするために策定した令和4年度由布市教育方針に沿って事業を推進しており、学校教育、社会教育、スポーツ振興のそれぞれの領域で学力向上や自立支援体制の整備をはじめ、社会教育やスポーツ、レクリエーション、青少年健全育成の推進等、教育方針の具体化に向けての施策23項にまとめ、コロナ禍で様々な困難な状況ではありましたが、達成状況及び各事業の取組状況を踏まえ、内部

評価を行い、成果や課題、今後の取組について協議を行いました。

次に、外部評価として、教育に関し学識経験を有する方から内部評価に対する御意見や各事業への御提言などをいただく中で、成果だけではなく実効性や課題も明らかになったところであります。

この点検評価報告書につきましては、8月24日開催の令和5年第8回の由布市教育委員会定例会におきまして内容等の承認をいただき、教育委員会の事務の管理及び執行状況について適正に点検評価されていると認められましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、令和5年度由布市教育委員会の事務の管理及び執行に関する点検・評価（令和4年度執行）報告書として議会に報告するものでございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（長谷川建策君） 教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検評価についての報告は終わりました。

次に、報告第19号、例月出納検査の結果に関する報告について、報告を求めます。大塚代表監査委員。

○代表監査委員（大塚 裕生君） 代表監査委員の大塚です。それでは、報告第19号について報告申し上げます。

報告第19号、例月出納検査の結果に関する報告について。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果に関する報告を別紙のとおりに提出する。

令和5年9月5日提出、由布市代表監査委員。

1ページと2ページに報告の内容を記載しております。

地方自治法第235条の2第1項の規定により、令和5年4月分の例月出納検査を5月30日に、5月分の例月出納検査を6月28日に、6月分の例月出納検査を7月31日に実施いたしました。

検査の対象は、会計管理者と企業出納員の保管する各月末日現在の現金のあり高と出納状況です。現金のあり高、出納関係諸表等の係数の正確性の検証と現金の出納事務が適正に行われているかを検査いたしました。

検査の結果、資料の係数は諸帳票の係数と一致しており、適正に処理されていると認められました。

以上で、報告を終わります。

○議長（長谷川建策君） 例月出納検査の結果に関する報告は終わりました。

次に、人事案件を除き、ただいま上程されました報告、認定、承認並びに各議案について詳細

説明を求めます。

まず報告第11号から報告第13号まで続けて詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（庄 忠義君） 総務課長でございます。まず報告第11号につきまして詳細説明をいたします。

報告第11号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。

令和5年9月5日提出、由布市長。

裏面の専決処分書を御覧ください。令和5年8月7日付で専決処分を行っております。

和解条件、事故概要等につきましては、次のページを御覧ください。

事故の当事者は記載のとおりでございます。

事故概要でございますが、令和5年6月16日午前11時45分頃、由布市湯布院町川上1592番地1の金鱗湖付近におきまして、甲が管理する遊歩道の一部が破損していたことによるくぼみがあり、乙が遊歩道を歩いていった際にこのくぼみにつまずいて転倒し、受傷したものでございます。

和解条件としましては、甲は乙に対し本件事故に係る過失割合50%に当たる損害賠償金の支払義務があることを認め、損害賠償の額を6万1,500円と定めたものでございます。

次のページに現場の状況写真を添付をいたしております。

次に、報告第12号につきまして詳細説明をいたします。

報告第12号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。

令和5年9月5日提出、由布市長。

裏面の専決処分書を御覧ください。令和5年8月23日付で専決処分を行っております。

和解条件、事故概要等につきましては次のページでございます。

事故の当事者は記載のとおりでございます。

事故概要でございますが、令和5年7月25日午前6時20分頃由布市湯布院町川北1696番地3先の市道八山線において、市道上に陥没箇所があり、走行中の乙の車両の左側前後タイヤが当該陥没箇所に落ち込み乙の車両に損害を与えたものでございます。

和解条件につきましては、甲は乙に対し本件事故に係る過失割合100%に当たる損害賠償金の支払い義務があることを認め、損害賠償の額を2万5,980円と定めたものでございます。

次のページ以降に、現場や当該車両の損傷状況を示した写真を添付をいたしております。

次に、報告第13号について詳細説明いたします。

報告第13号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。

令和5年9月5日提出、由布市長。

裏面の先決処分書を御覧ください。令和5年8月23日付で先決処分を行っております。

和解条件、事故概要等につきましては、次のページでございます。

事故の当事者は記載のとおりでございます。

事故概要でございますが、報告第12号と同じ場所での事故でございます。令和5年7月26日正午頃由布市湯布院町川北1696番地3先の市道八山線において、市道上の陥没箇所に走行中の乙の車両の右側タイヤが落ち込み、前方右側バンパーが当該陥没箇所に接触をし、乙の車両に損害を与えたものでございます。

和解条件につきましては、甲は乙に対し本件事故に係る過失割合100%にあたる損害賠償金の支払い義務があることを認め、損害賠償の額を1万円と定めたものでございます。

次のページ以降に、現場や当該車両の損傷状況を示した写真を添付をしております。

なお報告第12号及び報告第13号と同時期に、同様の場所及び原因によりまして発生しました事故一件につきまして、現在保険会社を通じて当事者と示談交渉に向けた事務手続中でございます。

このたび市道の管理瑕疵による事故が短期間に発生しましたことを、心よりお詫びを申し上げます。

説明は以上でございます。

○議長（長谷川建策君） 次に、報告第14号から報告第16号まで、続けて詳細説明を求めます。
財政課長。

○財政課長（大久保 暁君） 財政課長です。報告第14号の詳細説明を申し上げます。

報告第14号、令和4年度由布市一般会計継続費精算報告書について。

地方自治法施行令第145条第2項の規定により、継続事業が終了したので、報告する。

令和5年9月5日提出、由布市長。

裏面をお願いいたします。し尿処理施設整備事業で令和2年度から3か年事業及び防災情報システム整備事業で令和3年度から2か年の継続事業の2継続事業が終了したので報告するものでございます。

それぞれ全体計画、実績、比較を記載しております。

次に、報告第15号について詳細説明をいたします。

報告第15号、令和4年度決算における健全化判断比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和4年度決算における健全化判断比率について、監査委員の意見を付して、次のとおり健全化判断比率を報告する。

令和5年9月5日提出、由布市長。

中段の健全化判断比率の表を御覧ください。

令和4年度の健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っております。

①の実質赤字比率は、一般会計の赤字黒字を判断する指標で、②の連結実質赤字比率は、一般会計を含む全会計の実質赤字額を標準財政規模に対する比率で算出したものでございます。

共に黒字であるため赤字比率の数字はございませんが、参考として括弧書きで黒字の比率をマイナス数値で表示しております。

次に、③の実質公債費比率ですが、一般会計が負担する元利償還金と準元利償還金の標準財政規模に対する比率となっており、借金の返済に充てられる収入の割合が3年の平均値で示されております。令和4年度の数値は6.9%となっております。

最後に、④の将来負担比率につきましては、一般会計が将来に支払う可能性のある負債額を標準財政規模に対する割合で示したものです。令和4年度は32.2%となっております。これらの数値が表右側の健全化基準を超えた場合は、財政健全化計画の策定が義務付けられています。

次に、報告第16号を御説明いたします。

報告第16号、令和4年度決算における資金不足比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和4年度決算における資金不足比率について、監査委員の意見を付し、次のとおり資金不足比率を報告する。

令和5年9月5日提出、由布市長。

中段の資金不足比率の表を御覧ください。水道事業及び農業集落排水事業の2つの公営企業会計の経営の健全化状況を資金不足比率で示すものでございますが、いずれの会計も資金不足は生じておりませんので比率はありません。

参考として、括弧書きで資金余剰金額で算出したマイナス数値を表示しております。

なお報告第15号及び16号の詳細につきましては、決算書に添付しております令和4年度由布市決算に係る概要説明書の31ページ、32ページに記載しておりますので、御参照いただければと思います。

○議長（長谷川建策君） 次に、ただいま詳細説明がありました報告第15号及び報告第16号の審査結果について、代表監査委員の報告を求めます。大塚代表監査委員。

○代表監査委員（大塚 裕生君） 代表監査委員の大塚です。令和4年度決算における由布市健全化判断比率と資金不足比率の審査の結果を御報告いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和5年7月20日に市長から、由布市健全化判断比率と資金不足比率の審査の依頼がありました。

審査では、健全化判断比率、資金不足比率とそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令などに準拠し適正に作成されているかなどを確認いたしました。また、今後の比率の推移予測などを主眼に、関係職員から聞き取りを行いました。

審査の結果、審査に付された健全化判断比率、資金不足比率、そしてそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

また、それぞれの比率についても基準値を下回り健全であることが認められましたので、引き続き財政の健全化に努めるよう要望いたしました。

以上で、審査の結果を終わります。

○議長（長谷川建策君） 次に、報告第17号について詳細説明を求めます。財源改革推進課長。

○財源改革推進課長（渡辺 隆司君） 財源改革推進課長です。報告第17号の詳細説明をいたします。

報告第17号、由布市みらいふるさと基金条例の運用状況に関する報告について。

由布市みらいふるさと基金条例第8条の規定により、同条例の運用状況について別紙のとおり報告する。

令和5年9月9日提出、由布市長。

裏面を御覧ください。由布市みらいふるさと基金条例施行規則第3条の規定により、由布市総合計画基本構想項目に沿って、寄附金の件数及び金額を記載しております。

令和4年度においては、寄附総件数7,725件、寄附総額5億5,772万9,000円の御寄附をいただきました。なお令和4年度には2億6,092万3,868円の基金積立てを行うとともに、1億円の取崩しを行い各事業に充当しましたので、令和4年度末の基金残高は3億455万7,633円となっております。

下段を御覧ください。由布市総合計画基本構想項目に沿って、令和4年度に基金を繰り入れて実施いたしました事業を記載しております。

13の事業に総額1億円を基金から充当しています。なお、この運用状況はホームページ並びに市報に掲載する予定でございます。

以上で、詳細説明を終わります。

○議長（長谷川建策君） 次に、認定第1号について詳細説明を求めます。まず財政課長。

○財政課長（大久保 暁君） 財政課長です。認定第1号につきまして詳細説明をいたします。

認定第1号、令和4年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳

出決算の認定について、監査委員の意見を付して議会の認定を求める。

令和5年9月5日提出、由布市長。

説明につきましては、令和4年度由布市歳入歳出決算書のほか、決算書に添えてお配りしております令和4年度由布市決算に係る概要説明書及びA3の令和4年度財政状況カードにて行わせていただきます。

まず、令和4年度由布市決算に係る概要説明書の1ページを御覧ください。

各会計における歳入歳出の総額、実質収支額など収支の状況を記載しております。一般会計におきましては、引き続き最優先課題でありました新型コロナウイルス感染症に係る対策や、災害からの早期復旧復興に向けた取組により、歳入及び歳出の額はともに令和2年度に続く過去2番目の決算規模となっております。

歳入歳出それぞれの総額の差である形式収支から翌年度繰越額を控除した実質収支は4億5,186万3,088円と、引き続き黒字を確保したところでございます。

実質収支を含めた収支状況につきましては、後ほど財政状況カードより少し説明を加えさせていただきます。

特別会計の決算につきましては、担当課長からそれぞれ説明をさせていただきます。

2ページからは、一般会計歳入目別状況になります。

主な款の決算状況につきまして御説明をいたします。

1款市税は、総額41億5,545万4,000円で、前年比2億2,218万3,000円、率にして5.6%の増となっております。

増額の要因といたしまして、緊急経済対策における税制上の措置として、中小企業者が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置が令和3年度で終了したことなどによる1億2,972万9,000円ほどの増額、個人住民税や入湯税が増額となったことが主なものとなります。

4款配当割交付金及び5款株式譲渡所得割交付金については、前年度より合わせて922万3,000円の減となっており、これは国際情勢の悪化によりエネルギー価格高騰や物価高騰が株価や株式配当に影響を与えた要因と考えております。

次に、6款法人事業税交付金は、昨年度前年比1,888万6,000円の増額となっており、これはコロナ禍からの緩やかな景気回復や円高を追い風に、輸出産業などの輸出が伸びるなど企業収益が拡大したことが要因と考えております。

次に、7款地方消費税交付金は、前年比2,233万2,000円の増額となっております。これはコロナ禍から継続する中、個人消費の回復に加え物価上昇の影響が主な要因と捉えております。

11 款地方特例交付金につきましては、前年比1 億4,485 万9,000 円の減額となっております。これは市税の説明の際に触れましたが、固定資産税の減収分について緊急経済対策における税制上の措置が終了したことが要因でございます。

12 款地方交付税につきましては、総額6 億1,522 万8,000 円で、前年比9,163 万6,000 円、率にして1.4%の増となっております。

このうち普通交付税につきましては、個別算定経費など標準財政需要額の伸びのほか、昨年度末に1 億3,000 万円余りの追加交付がされましたが、前年度と比べ7,650 万1,000 円の減額となっております。また特別交付税は、災害関連経費等の特殊財政需要の伸びにより1 億6,813 万7,000 円の増額となっております。

3 ページをお願いいたします。

16 款国庫支出金は、前年度比8 億880 万5,000 円の減額となっております。これは、子育て世帯等臨時特別支援金事業費の補助金及び循環型社会形成促進交付金等の減が主な要因でございます。

17 款県支出金においては、前年比1,813 万5,000 円の減額となっており、消費喚起プレミアム商品券発行支援事業補助金等があったものの、農業施設災害復旧事業費補助金等の減額が要因でございます。

4 ページの18 款財産収入は、前年比1 億6,914 万1,000 円の増額となっており、これはプレミアム商品券発行に係る売上として3 億1,619 万円が計上されたほか、基金の日本国債での運用などによる利子で1,114 万円、土地の売上収入で2,773 万1,000 円や、ネーミングライツによる収入50 万円となったことによるものです。

19 款寄附金は、前年比3 億3,505 万4,000 円の増額で、ふるさと納税に係る寄附金がサイトの拡充等により前年度の2 倍を超える5 億5,772 万9,000 円ほどになっております。

20 款繰越金は、前年比3 億9,227 万2,000 円の増額となっております。これは、令和3 年度については普通交付税の追加交付により財政調整基金の繰入れをせず財政運営がされましたが、令和4 年度は財政調整基金の繰入れ3 億5,318 万9,000 円ほどを行っております。

5 ページをお願いします。

23 款市債ですが、前年比2 億334 万9,000 円、率にして9.2%の減額となっております。現在進んでいます新環境センター整備事業に係る分担金や道路改良事業、道路整備事業等により増額となったものの、令和4 年度に事業が終了したし尿処理施設整備に係る一般廃棄物処理事業債が大きく減じたほか、臨時財政対策債の発行を抑制したことがなどが主な要因でございます。

地方債につきましては、概要書の15、16 ページに事業別借入明細書を掲載しておりますの

で、御参照いただければと思います。

以上、歳入総額は235億2,767万1,000円となり、前年比4億3,039万6,000円、率にして1.9%の増額となっております。

次に、6ページからは歳出の目別状況でございます。

主な款について御説明いたします。

2款総務費は、インターネット発信力強化推進事業や選挙執行経費等で減額となった一方、みらいふるさと寄附金推進事業の増額により前年比約4億9,500万円、率で18%の増額となっております。

3款民生費は、社会福祉総務費や子育て支援費などが増加したものの、令和3年度に実施した子育て臨時特別給付金事業がないことから、前年比約3億2,400万円、率にして4.5%の減額となっております。

7ページをお願いします。

4款衛生費は、前年比約4億8,100万円で、率で16%の減額となっております。これは新環境センター整備事業負担金が増加したものの、し尿処理施設整備事業費等で減額となったことが要因でございます。

6款農林水産業費は、前年比約6,600万円の増額となっております。これは農業活性化スタートアップ圃場設置事業、未整備森林事業等の増が主な要因でございます。

7款商工費は、令和3年度繰越しのプレミアム商品券発行事業繰越し事業に加え令和4年度のプレミアム商品券発行事業の実施したことなどにより、前年比約5億8,100万円、率で163.6%の大幅に増額となっております。

8款土木費は、前年比約2億4,800万円、率として22.5%の増額となっております。これは、土木総務費や道路維持費が減額となったものの防衛調整交付金事業、辺地対策事業や過疎対策事業等に伴う道路改良工事が増額となったことが要因でございます。

8ページ、9款消防費は、緊急自動車購入事業の減額となった一方、災害対策環境整備事業の増額により前年比約6,000万円、率で6.8%の増額となっております。

10款教育費は、前年比約1億7,100万円、率で10.9%の減額となっております。これは、新型コロナウイルス緊急対策事業（教育環境）及び社会教育や小学校施設整備事業及び社会教育施設整備事業などが減となったことが主な要因でございます。

11款災害復旧費は、前年比約1億5,800万円の減となっております。これは、令和2年7月豪雨災害に係る公共土木施設災害復旧事業が減少したことが要因でございます。

12款公債費は、前年比約250万円、率で0.1%の減となっております。

13款諸支出金は、前年比約2億9,600万円の減額となっております。これは、財政調整

基金に係る積立金が減少したことによるものです。

以上、歳出総額は226億8,295万1,000円で、前年比2,353万2,000円、率にして0.1%の増額となっております。

次に、22ページをお願いします。

特別会計に対する繰出金の一覧となっております。

総務省が示す繰出基準に合致した基準内と、基準に合致しない経費である基準外の二段書きで表示しております。

特に水道事業会計では、令和6年1月より段階ではありますが改定した水道料金が適用されることから、基準外で約800万円の減額となっております。

次に、23ページから24ページにかけては、新型コロナウイルス感染症対策事業をまとめております。

令和4年度は感染拡大防止対策や市民生活の支援、事業の継続、経済活性化の再活性化、地域社会のデジタル化の推進に向けた対策など46事業に総額約12億3,000万円を支出し、このうち5億2,500万円余りを地方創生臨時交付金を財源充当しております。

次に、27ページをお願いいたします。

地方債残高明細でございますが、令和4年度末の地方債残高は225億2,207万7,000円で、前年比2億7,707万8,000円の減額となっております。これは、臨時財政対策債の抑制に加え、全体としても令和4年度の市債発行を抑制したことにより減少したものでございます。

28ページからは公有財産の異動明細書を掲載しております。

財産に関する調書につきましては、決算書では519ページ以降に増減と現在高を記載しておりますので、後ほど併せて御確認いただければと思います。

次に、決算書のほうでございますが522ページのほうをお願いをいたします。

決算書の522ページですが、(3)として支出比率による権利を掲載しております。令和4年度末の現在高合計は3億8,278万円となっており、増減は発生しておりません。

次に、524ページをお願いいたします。

基金の状況をお示しをしております。令和4年度末現在高は、合計で70億4,335万8,000円、前年比8,655万2,000円の減額となっております。中でも財政調整基金につきましては、補助率の高い国・県の事業や交付税措置のある市債等の有効活用を図るとともに、事業の見直しや不要不急な事業の執行保留など歳出削減を徹底したものの、新型コロナウイルス感染症からの社会経済の再活性化や台風14号からの災害復旧に取り組んだことから26億5,253万円、前年比2億9,112万1,000円の減額となっておりますが、目標の25億円は維持できている状況です。

また、自主財源確保の一環として地域振興基金においては国債の運用など、利子積立てで725万円余りの増加、さらにみらいふるさと基金についてはふるさと納税サイトや返礼品の拡充により、寄附金収入が前年度と比べ5倍以上になったこともあり1億6,092万6,000円増加しております。

また526ページ、527ページでは、定期資金運用基金の運用状況をお示ししておりますので、お目通しをいただければと思います。

次に、決算関連資料として概要説明書の次に添付しておりますA3の令和4年度財政状況カードを御覧いただきたいと思います。

財政状況カードは、決算統計結果の概要をまとめたもので、決算統計上区分整理した数値となっております。そのため幾つかの項目に関しては決算と異なる数値がございますので、あらかじめ御了承いただきたいと思います。

では、実質収支を含めた収支状況について御説明をいたします。

表の右側上段に収支状況を、令和3年度及びその比較と並列してお示しをしております。区分c歳入歳出差引額である形式収支からdの翌年度繰越財源を控除したeの実質収支は4億5,186万2,000円の黒字となっております。この実質収支から前年度の実質収支を差し引いたf単年度収支は、3億4,945万6,000円の黒字となっております。

また、この単年度収支に実質的な黒字要素であるg財政調整基金積立金206万8,000円を加え、i積立金取崩額3億5,318万9,000円を差し引いたj実質単年度収支は166万5,000円の赤字となっております。

以上が全体的な決算の状況の説明でございます。

これより、各事業の決算の詳細につきましては担当課長より順次御説明をいたしますが、まず財政課より主な事業の御説明をさせていただきます。

決算書106ページをお願いいたします。

決算書106ページ、2款1項5目財産管理費につきましては、施設の建物火災保険料や庁舎等の事業用ごみの収集処理業務委託料、固定資産台帳システム使用料などが主な内容となっております。

その下、公用車管理事業は公用車を3台更新したことや、エネルギー価格高騰による燃料費高騰の影響から前年比736万2,737円の増額となっております。

次に、114ページをお願いいたします。

湯平共同温泉管理事業のうち、新泉源に係るものが主なものとなります。そのうち14節工事請負費は、配湯管理設事業延長745メートルで6,091万6,900円及び新泉源のやぐら等の整備事業として1,613万4,800円となっております。

公共施設等総合管理計画策定事業では、ファシリティマネジメントシステム使用料が主な内容です。

普通財産管理事業は、普通財産施設に係る光熱費などの支出となります。そのうち14節工事請負費は、旧朴木小学校遊具撤去工事等で81万4,000円となっております。市行林等造林管理事業は、市有地における森林に係る保険料及び土地購入費は、分収増林契約において試伐をする際に協議により大分県に支払った立木に係る費用となります。

入会地分収交付金事業は、市有地の貸付等に伴う14団体への地元交付金となっております。

個別事業の概要につきましては、概要施策成果説明書並びに令和4年度事務事業評価を御参照いただきますようお願いいたします。

財政課の説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、議会事務局長。

○事務局長（馬見塚美由紀君） 議会事務局長です。詳細説明をいたします。

決算書の92、93ページをお願いいたします。

1款1項1目の上段、議会費の主な内容は、議員の報酬及び共済費、議事録作成業務で、決算額は1億2,601万6,917円です。

次に中段、議会情報提供事業は、議会の中継業務と市議会だよりの印刷製本費で、決算額234万3,784円であります。

下段の給与管理費は事務局職員の給与費です。

以上で、詳細説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、総務課長。

○総務課長（庄 忠義君） 総務課長でございます。総務課所管の主な事業につきまして詳細説明いたします。

初めに、決算書95ページをお願いいたします。

2款1項1目の一般管理費につきましては、会計年度任用職員の報酬や共済費、費用弁償のほか、事務経費としての消耗品費や法規追録代、また97ページにございます後納郵便料などの通信運搬費、複合機のコピー使用料、職員の総合健診費用の負担金、また県からの派遣職員の人件費負担金などが主なものとなっております。

この事業に対しましては、職員駐車料や雇用保険料個人掛金などを特定財源として充当しております。

次に、職員研修事業につきましては、管理職研修時の講師謝金や職員の各種研修参加に伴う旅費及び負担金となっております。

次に、103ページをお願いいたします。

新型コロナウイルス緊急対策事業（一般管理）ですが、職員採用管理システム導入業務委託料として１５７万２、６７０円、また挾間、湯布院各庁舎での収納窓口におけるレジスター及び自動釣銭機の導入費３６３万円となっております。この事業に対しましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金４７０万円を充当しております。

次に、１０５ページをお願いいたします。

２款１項２目の広報公聴推進事業は、市報発行に係る印刷代、ホームページ、アプリの保守管理委託料が主なものです。この事業の特定財源としては、県広報紙配付事業委託費やホームページバナー広告料収入などを充当しております。

次に、戦略的プロモーション基盤整備事業は、ゆふいんラヂオ放送情報発信委託料が主なものでございます。

次に、１３５ページをお願いいたします。

２款１項１０目の防犯体制確立事業は、少年補導員３６名の報酬、２１自治区への防犯灯設置に係る補助金、１６世帯に対する特殊詐欺防止機能付き電話機購入補助金が主なものでございます。

次に、１３７ページをお願いいたします。

自治会活動促進事業は、自治委員への報酬や４自治区に対する自治区放送施設補助金、市自治委員会連合会への補助金が主なものでございます。

最後に、１３９ページをお願いいたします。

２款１項１１目の交通安全施設整備事業は、市内８地区におけるカーブミラー１１基の整備工事費となっております。

以上で、説明を終わります。

○議長（長谷川建策君） 次に、総合政策課長。

○総合政策課長（一法師良市君） 総合政策課長です。令和４年度の総合政策課に係る決算について、主なものについて御説明申し上げます。

それでは、決算書１１７ページをお願いします。

２款１項６目地域おこし協力隊事業は、協力隊員２名の報酬・住宅借上げ料が主なものとなっております。

次に、１１９ページをお願いいたします。

中段ほどにあります地域公共交通事業については、コミュニティバス運行委託に係る経費でございます。財源につきましては、県補助金生活交通路線支援事業費補助金９１４万６、０００円や、基金繰入金、みらいふるさと基金より５００万円を充当しております。

また、総合政策課雑入６８４万９、２５８円のうち、地域公共交通確保維持改善事業費補助金

657万6,000円と、バス時刻表広告掲載料25万円を充当しております。

次に、121ページをお願いいたします。

地域活性化助成事業は宝くじの助成事業で、小野屋神楽座の備品購入費220万円とはさま興友会の備品購入費190万円となっております。財源は、雑入、自治総合センター助成金を充当しております。

次に、由布市に住みたい事業は、由布市移住者等居住支援事業を活用した移住者への補助金です。財源は、県の空き家利活用事業費補助金176万9,000円と移住支援事業費補助金647万5,000円、みらいふるさと基金800万円を充当しております。

次に、まちづくりと公共交通連携事業は、地域公共交通の利便性持続可能性の向上を図るため、地域との共同による新たな公共交通モードの調査のための委託費です。財源は、町づくり支援自動販売機基金繰入金250万円のうち74万5,000円を充当しております。

123ページをお願いします。

次世代交通実験事業は、由布市グリーンスローモビリティ推進コンソーシアムへの補助金となっております。次に、新型コロナウイルス緊急対策事業（企画）は、リモートワークスペース整備に係る、ゆふいんサテライトオフィスのことですが、係る工事請負費が主なものです。

次に、新型コロナウイルス緊急対策事業（企画）は、地域特産品販売促進のためおんせん県おおいたオンラインショップで利用可能なクーポン券発行業務の委託料が主なものです。

125ページをお願いします。

2款1項7目電子計算費です。行政事務情報化推進事業は、電算運用業務の委託料やシステム使用料、また電算機器の更新、光ケーブルの移設工事、仮想ブラウザの利用負担金などとなっております。財源はデジタル基盤改革支援国庫補助金396万円及び財産貸付収入の光ファイバケーブル使用料等を充当しております。

次に、新型コロナウイルス緊急対策事業（行政IT化）は、行政回線通信強化に係る備品購入費が主なものです。財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち4,783万5,000円を充当しております。

159ページをお願いいたします。

下段にあります2款5項1目統計調査総務費につきましては、統計業務に係る会計年度任用職員の人件費などです。財源は、統計調査委託金の就業構造基本調査委託金等の一部を充当しております。

以上で、総合政策課に係る令和4年度の決算の詳細説明を終わります。

○議長（長谷川建策君） 次に、財源改革推進課長、お願いします。

○財源改革推進課長（渡辺 隆司君） 財源改革推進課の決算の詳細を御説明いたします。

119ページを御覧ください。

2款1項6目企画費の中で、事業番号439番みらいふるさと寄附金推進事業は、返礼品発送業務等に係る事業者への委託料と基金積立金が主なものになります。この事業費に充てられる財源は、指定寄附金のふるさと納税が充当されています。

以上でございます。

○議長（長谷川建策君） 次に、会計管理者。

○会計管理者（佐藤 幸洋君） 会計管理者です。会計課の令和4年度の決算につきまして詳細説明をいたします。

決算書歳出の106、107ページをお開き願います。

上段の2款1項4目会計管理費の支出済額につきましては、前年度より約32万円増の2,069万4,196円であります。不用額につきましては5万2,800円、予算執行率は99.7%となっております。

主な事業であります11節役務費、口座振替等手数料の支出済額は、コンビニ納付件数の増加によりまして前年度より約21万4,000円の増、1,491万5,628円であります。

そのほかにつきましては例年並みとなっております。

次に、106ページの予備費支出及び流用増減の2万9,000円につきましては、会計年度任用職員の報酬に101ページ上段の給与管理費（会計課）の職員手当からその全額を流用させていただいております。

以上で、詳細説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（長谷川建策君） 次に、振興局長、挾間振興局長から行きます。挾間、1番お願いします。すいません、順序勝手に変えます。

○挾間振興局長兼地域振興課長（小野嘉代子君） 挾間振興局長です。主な事業につきまして詳細説明をいたします。

110、111ページをお願いいたします。

2款1項5目の財産管理費、挾間庁舎等管理事業5,774万5,493円につきましては、挾間庁舎旧保健センター屋上の防水改修工事等3,286万3,550円と、挾間庁舎の光熱水費、電話料、施設や浄化槽の清掃管理、警備保障、各種機器の保守点検が主なものでございます。

次に128、129ページをお願いいたします。

2款1項9目の地域振興費、挾間分の2,262万1,478円につきましては、1節報酬824万5,653円、挾間地域の市道の草刈りや清掃等の保全作業に伴います作業員3名と事務補助員1名の会計年度任用職員4名分の報酬となっております。

14節の工事請負費1,144万6,600円は、由布川峡谷遊歩道のり面対策工事費です。環

境整備工事費 274万9,725円は、市道の側溝整備、交通安全施設整備が主なものでございます。財源といたしましては、雑入の大村市からの環境整備協力費 1,927万5,687円の一部を充当しております。

次に 130、131 ページをお願いいたします。

挾間地域活力創造事業 183万円は、挾間地域の 6 団体に対して、自主的主体的に企画実施する各種事業を支援するために補助金として交付しているものでございます。

由布川交流センター管理事業 396万5,721円につきましては、会計年度任用職員 1 名の報酬と、浄化槽等清掃管理保守点検が主なものでございます。財源といたしましては、由布川交流センターの使用料 122万1,810円と、雑入、自動販売機の電気料 2万630円を充当しております。

続きまして、132、133 ページの下段から 134、135 ページの上段、地域コミュニティ形成促進事業（挾間）の 148万516円は、谷むらづくりの活動費となっております。

以上で、詳細説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、湯布院振興局長。

○湯布院振興局長兼地域振興課長（後藤 睦文君） 湯布院振興局長です。令和 4 年度の決算の詳細説明を申し上げます。

まず、歳出 126、127 ページをお開きください。

下段 2 款 1 項 9 目地域振興費（湯布院）につきましては、地域内施設等の草刈り、清掃等の保全作業の作業員 3 名分ほかの報酬や、湯布院地域交通緩和検討 A I カメラ設置研究業務委託料 333万3,000円が主なものでございます。財源につきましては、市営駐車場使用料 139万6,440円を充当しております。

次に、128、129 ページをお開きください。

湯布院地域づくり推進事業につきましては、下湯平公園整備に伴う工事請負費 1,886万6,100円と、若杉市有地に対する公有財産購入費 384万1,580円でございます。財源につきましては、特定防衛施設周辺整備調整交付金 1,600万円を充当しております。

その下の湯布院コミュニティ施設管理事業につきましては、130、131 ページをお開きください。

小田の池園地の保守管理委託料や湯平ふれあいホール、トイレ解体に伴う工事請負費 312万2,207円が主なものでございます。財源につきましては、小田の池園地維持管理県補助金 40万7,408円を充当しております。

同ページ中段、湯布院地域活力創造事業は、主要施策の成果説明書の 8 ページに記載しております 5 団体 5 事業について地域活力創造事業補助金を交付しているものでございます。

続きまして、132、133ページをお開きください。

上段、旧湯布院公民館跡地整備事業につきましては、当該跡地整備に伴います測量調査委託料や解体に伴う工事請負費として、6,095万200円が主なものでございます。

その下、コミュニティ施設整備促進事業につきましては、乙丸温泉館温泉掘削工事請負費並びに同温泉館改修工事請負費の計794万3,826円が主なものでございます。

中段に行きまして、ゆふいん交通社会実験事業につきましては、2年目でありましたAIやIoTを活用した同事業委託料であります。

次に134、135ページをお開きください。

上段、地域コミュニティ形成促進事業につきましては、湯平担当地域おこし協力隊員1名の報酬等が主なものでございます。

最後に138、139ページをお開きください。

下段、2款1項12目米海兵隊移転訓練対策事業費は職員の時間外勤務手当が主なものでございます。本事業につきましては、雑入69万9,648円をほぼ充当しております。

以上が湯布院振興局地域振興課関係の決算の状況でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） ここで暫時休憩をいたします。再開は13時ちょうどとします。よろしくお願いいたします。

午後0時13分休憩

.....

午後0時58分再開

○議長（長谷川建策君） 少し早いけど再開します。

次に庄内振興局長、最後になりましたがお願いします。

○庄内振興局長兼地域振興課長（佐藤 俊吾君） 庄内振興局長です。詳細説明を申し上げます。

108、109ページの中段をお願いいたします。

2款1項5目ふるさとふれあい交流施設管理事業1,736万3,949円につきましては、ほのぼの温泉館、工芸館、地域交流館等施設の維持管理経費でございます。この事業に対しましては、歳入のふるさとふれあい交流施設使用料740万7,258円を充当しております。

次に、110、111ページの上段をお願いいたします。

2款1項5目口ノ原ふれあい広場管理事業39万903円につきましては、庄内町中尾の口ノ原ふれあい広場の電気料等維持管理に係る経費でございます。

次に、同ページの下段になります庄内庁舎等管理事業5,024万1,527円につきましては、会計年度職員2名の報酬等を含む庄内庁舎の光熱水費、電話料、施設や浄化槽の清掃管理、警備保障、各種機器の保守点検が主なものでございます。

次に、128、129ページをお願いいたします。

2款1項9目上段の地域振興費（庄内）です。674万2,418円につきましては、草刈り作業や清掃など地域内の保全作業に伴う作業員3名分の報酬が主なものでございます。この事業に対しましては、歳入の庄内地域振興課雑入491万9,091円を充当しております。

次に、130、131ページの上段をお願いいたします。

庄内地域活力創造事業229万6,000円につきましては、主要施策の成果説明書の7ページに記載しております10団体10事業について、地域活力創造事業補助金を交付しているものでございます。

次に、同ページの下段にあります庄内神楽伝統継承事業17万8,000円につきましては、小学生等を対象に実施した神楽体験などの講師謝金でございます。

次に、同ページの下段、神楽殿管理事業6万4,920円につきましては、神楽殿及び伝習館の維持管理に係る経費でございます。

続きまして、132、133ページの中段を御覧ください。

地域コミュニティ形成促進事業（庄内）811万7,305円につきましては、地域おこし協力隊員、集落支援員各1名の報酬及び阿蘇野・直山まちづくり協議会への活動推進交付金が主なものでございます。

以上で、詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、人権・部落差別解消推進課長。

○人権・部落差別解消推進課長（富川 賢治君） 人権・部落差別解消推進課長です。主な事業につきまして詳細説明をさせていただきます。

決算書の140、141ページをお願いします。

2款1項13目人権同和対策費の中で、141ページ中段、人権・部落差別解消推進費につきましては、10節需用費112万9,072円は各種大会参加における資料代等が主なものでございます。

18節負担金、補助及び交付金の105万1,000円につきましては、保護司会助成金及び各協議会負担金でございます。

その下、人権啓発推進事業につきましては、1節報酬211万8,654円は、湯布院川上地区集会所の運営等を担当しております会計年度任用職員1名分の報酬でございます。

7節報償費47万4,000円は、湯布院川上地区集会所で開催しております主催教室指導者の謝金でございます。この主催教室指導者謝金に対しては、雑入の18万8,000円を充当しております。

14節工事請負費33万円は、湯布院川上地区集会所のトイレ改修工事でございます。

次に、１４２、１４３ページをお願いします。

中段、人権啓発活動地方委託事業の８１万３、１８５円につきましては、人権集会に伴う人権を大切にする市民の集い開催に係る経費等が主なものでございます。県の人権啓発活動地方委託金の３３万８、０００円を充当しております。

以上で、詳細説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、税務課長。

○税務課長（安部 正徳君） 税務課長です。詳細説明をさせていただきます。

歳入の市税につきましては、先ほど財政課長より説明がありましたので、私のほうからは主な歳出について説明をさせていただきます。

決算書の１４２、１４３ページをお願いします。半分よりちょっと下からとなります。

まず２款２項１目の税務総務費ですが、給与管理費を除く税務総務費の主な支出の内訳は１８節負担金、補助及び交付金で、１４５ページの備考欄の一番上にあります地方税の電子申告国税連携システム等に係る地方税電子化協議会への負担金１１０万５、５６０円をはじめとする各種協議会等への負担金や、未成年者の喫煙防止、町の美化活動、そしてたばこ税の税収確保などに取り組んでいる大分たばこ販売対策協議会への補助金と、２２節の償還金、利子及び割引料の市税の過年度還付金１、０６１万８、３３９円となっております。

次に、２款２項２目賦課費ですけれども、事業として賦課費と賦課推進事業の２つがあります。

まず賦課費の支出の主な内訳ですけれども、１０節需用費の申告書や台帳など各種様式の印刷製本費や、１２節委託料の納税通知書の印刷封入封緘業務となっております。なお、税証明の手数料収入３２７万３、７５０円を事業費の印刷製本費のほうに充当しております。

次に、賦課推進事業ですが、支出の主な内訳ですけれども１２節委託料で固定資産税の適正化を図るためのシステム保守及び更新を行う固定資産評価システム支援業務２、４８５万５、６００円や、土地の評価替えにおいて活用する標準地鑑定業務１、４３５万４、７８５円、そして１３節使用料及び賃借料の地方税電子申告支援サービスのシステム使用料などとなっております。

次に、１４６ページ、１４７ページをお願いします。

２款２項３目徴収費の収納率向上対策事業ですけれども、この支出の主な内訳は、１２節委託料の共通納税システムの税務拡大に対応するためのシステム改修業務４７８万３、９００円や、１３節使用料及び賃借料の滞納整理システムなどの使用料５８３万４、４００円となっております。

なお、督促手数料収入１２０万４、９２１円を１３節のシステム使用料に、また雑入の交付要求に係る滞納処分費として１、３４１円を、１２節の納付書等封入封緘業務委託料のほうに充当しております。

以上で、詳細説明を終わります。

○議長（長谷川建策君） 次に、市民課長。

○市民課長兼マイナンバーカード推進室長（吉野眞由美君） 市民課長です。決算の詳細説明をいたします。

決算書 148、149 ページをお開きください。

2 款 3 項 1 目の戸籍住民基本台帳費につきましては、戸籍住民票などの届出及び証明発行に係る経費で、3 庁舎分の証明発行機能機械器具借上げ料と印刷製本費が主なものでございます。

次に、戸籍住民基本台帳電算システム整備事業につきましては、戸籍住民基本台帳システムの保守業務委託料、戸籍システム機の機械器具借上げ料が主なものでございます。

この 2 つの事業に対しましては、主に戸籍関係の手数料等で 1,514 万 8,871 円が充当されております。

次に、個人番号カード交付事業はマイナンバーカード交付に係る経費で、3 庁舎分の会計年度任用職員の報酬と出張申請支援業務の委託料が主なものでございます。財源につきましては、個人番号カード交付事業費補助金 2,833 万円の国庫補助金が充当されております。

次に、151 ページをお願いいたします。

コンビニ交付事業は、令和 5 年 2 月から開始されましたコンビニにおける証明発行に係る経費で、戸籍住民基本台帳システムの保守業務が主なものでございます。財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金とデジタル田園都市国家構想推進交付金により合計 2,820 万 1,000 円が充当されております。

次に、同じページの下段、2 款 3 項 2 目旅券発給費は旅券交付窓口端末機械器具費が主なものでございます。財源につきましては、旅券発給申請等事務 41 万 9,000 円の県委託金が充当されております。

以上で、市民課の詳細説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、監査・選挙管理委員会事務局長。

○監査事務局長兼選挙管理委員会事務局長（利光 祐治君） 監査・選挙管理委員会事務局長です。主な事業につきまして詳細説明をいたします。

152 ページをお願いいたします。

2 款 4 項 1 目の選挙管理委員会費につきましては、選挙管理委員会の開催のほか事務局の通常経費となっております。ここでは県選挙費委託金、在外選挙特別経費分 2,149 円が充当されております。

次に、156 ページをお願いいたします。

2 款 4 項 5 目の参議院議員選挙費につきましては、昨夏の第 26 回参議院議員通常選挙におけ

る管理者立会人等の報酬、入場券の作成、郵送など選挙の執行に係る経費となっております。また一部ではありますが、本年４月に行われました参議院大分県選出議員補欠選挙の準備に係る経費も含まれております。

第２６回参議院議員通常選挙の部分に対しまして、県の参議院議員選挙費委託金２,４１８万３,４９２円を充当しております。

１５８ページをお願いいたします。

２款４項６目の知事県議会議員選挙費につきましては、本年４月に行われました大分県知事大分県議会議員選挙の準備及び大分県知事選挙期日前投票に係る経費となっております。管理者立会人等の報酬、入場券の作成、郵送などが主なものであります。

ここでは県の知事、県議会議員選挙費委託金９９１万１,９３９円を充当しております。委託金のほうが多い状態ですが、この年度５年度で調整されることになっております。

選管分は以上ですが、このほかに監査委員事務局もあります。

１６０ページ、２款６項１目の監査委員費につきましては、監査委員の報酬ほか事務局の通常経費となっております。

以上で、詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、福祉事務所長。

○福祉事務所長兼福祉課長（武田 恭子君） 福祉事務所長です。福祉課の主な事業につきまして詳細説明をいたします。

１６２、１６３ページをお願いいたします。

下段、３款１項１目の社会福祉総務費につきましては、民生委員・児童委員活動促進事業で、財源につきましては県補助金と県委託金が充当されています。

社会福祉総務費委託料は、湯布院福祉センター、庄内ほのぼのプラザ指定管理料です。工事請負費３６７万は挟間忠魂碑移設工事となっております。

次のページをお願いいたします。

社会福祉協議会活動促進事業の６,０００万円につきましては、由布市社会福祉協議会への事業運営に対する補助金です。重層的支援体制整備事業委託料９９９万５,０００円は、多機関協働業務の社協委託料です。国庫４分の３の補助です。

次のページをお願いします。

新型コロナウイルス緊急対策事業（社会福祉）５,０５５万９,６３３円は、令和３年度住民税非課税世帯給付金１世帯１０万円を非課税世帯、家計急変世帯支給に係る経費で、合計４８１世帯へ支給しております。

次の社会福祉施設は、ほのぼのプラザ空調改修工事に係るもので、１,９８４万７００円です。

次の社会福祉分2億8,392万122円は、令和4年度住民税非課税世帯で1世帯10万円を非課税・家計急変世帯合計503件及び価格高騰緊急支援給付金1世帯5万円を非課税・家計急変世帯4,191世帯分の給付に係るものです。

次のページをお願いいたします。

同じく、緊急対策事業の福祉医療分5,783万6,817円は、福祉医療事業所等支援金と県事業の社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援事業負担金、食料品等価格高騰対策臨時支援金3事業に係る費用です。

新型コロナウイルス緊急対策事業については、地方創生臨時交付金が充てられています。

170、171ページをお願いします。

下段、地域生活支援事業は12節委託料2,471万4,576円は、障がい児やその保護者等からの相談に応じる相談支援事業と、障がいのある方の外出等の介助や通所による作業訓練の場の提供や、青年後見制度利用促進事業の中核機関一時窓口の由布市社協への委託など、地域生活支援事業が主なものでございます。

19節扶助費、日常生活用具給付費1,093万2,473円は、重度心身障害者児に対し、日常生活の改善等を図るための用具の購入費の一部を支給するものです。財源は、国庫補助金2分の1以内、県補助金4分の1以内となっております。

自立支援事業18節自立支援医療費負担金3,860万3,432円は、目、耳、肢体、心臓等の手術や人工透析療法などの医療費の自己負担分を助成する事業です。障害福祉サービス費負担金10億2,719万4,593円は、居宅介護、生活介護、施設入所支援、就労継続支援などの障害福祉サービス給付に伴う負担金が主なものです。財源につきましては、国庫負担金2分の1、県負担金4分の1です。

次の障がい者保護事業です。

次のページをお願いいたします。

19節扶助費、重度心身障がい者医療費助成は、重度の障害のある方928名の医療費自己負担分の一部助成です。財源は2分の1の県補助金です。特別障害者手当等給付費は、日常生活に常時特別な介護を必要とする在宅で生活されている障がいのある方88人に対する助成です。財源は4分の3の国庫負担金です。障がい者福祉給付金1,259万円につきましては、対象者2,514人に対しての5,000円の現金給付分です。これは市の単独事業です。

続きまして、190、191ページをお願いいたします。

生活保護総務費です。生活保護業務支援事業22節過年度精算国費返納金1億4,369万7,479円及び県費返納金303万2,354円は、令和3年度補助金の過年度精算返納金です。

下方の生活困窮者自立支援事業12節委託料は、生活困窮者の自立促進を図るための相談支援

事業の社協委託分で1,372万4,000円です。財源は、国庫4分の3補助です。

次のページをお願いいたします。

新型コロナウイルス緊急対策事業（生活困窮者支援）につきましては、新型コロナウイルスの影響で経済的に困窮している方への支援で、12節委託料は、前年度に引き続き由布市社会福祉協議会に委託の生活困窮者自立相談支援員分です。

18節は、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金と継続的に支援するサポート給付金、合わせて640万円の給付となっています。財源につきましては国庫負担金と国庫補助金が充当されています。

生活保護費支給事業4億7,447万5,645円につきましては、263世帯に対する生活扶助や住宅扶助、介護扶助、医療扶助及び救護施設入所者の施設事務費等でございます。財源は国庫4分の3の負担金です。

次のページをお願いいたします。

災害対応事業（福祉課）113万1,726円につきましては、13節住宅借上げ料26万円は、令和2年度7月豪雨災害で住宅が全壊された方の住宅の借上げ料で、財源は全額県負担金です。発災より2年のための昨年7月で終了しております。

18節は令和4年の台風14号に伴う災害ボランティア運営負担金と福祉避難所運営に関わる負担金でございます。

以上で、詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（工藤 由美君） 高齢者支援課長です。一般会計と介護保険特別会計の詳細説明をいたします。

まず、一般会計の主な事業につきまして詳細説明をいたします。171ページをお願いいたします。

3款1項2目上段にございます老人保護措置事業の19節扶助費1億5,043万4,577円は、養護老人ホーム入所者の措置費でございます。このうち老人保護措置費負担金2,816万702円を充当しております。

次に、在宅高齢者支援事業は、90歳100歳等を迎えた方への長寿祝い品の報償費、はり、きゅう、マッサージ等の施術料補助金が主なものでございます。

次に、新型コロナウイルス緊急対策事業（高齢者福祉）260万5,530円は、配食サービス事業者3か所への支援金となっております。

次に、179ページをお願いいたします。

上段、3款1項6目の介護保険事務費27節繰出金は介護保険特別会計への繰出金でございま

す。このうち低所得者保険料軽減に対しては、国庫負担金 3,010 万 9,650 円並びに県負担金 1,505 万 4,825 円を充当しております。

次に 223 ページをお願いいたします。

5 款 1 項 1 目労働諸費 713 万 6,000 円につきましては、由布市シルバー人材センターへの運営補助金等になります。

続きまして、介護保険特別会計の主な事業につきまして詳細説明をいたします。

436、437 ページをお願いいたします。

歳入でございます。1 款 1 項 1 目の介護保険料の収入済額 7 億 8,138 万 8,464 円は、前年度と比べ 265 万 9,236 円、率にして約 0.3% の減となっております。

次に、同ページ下段、3 款国庫支出金から 445 ページまでの 4 款支払基金交付金、5 款県支出金、7 款 1 項一般会計繰入金につきましては、それぞれの事業に対して介護保険法で定められている負担割合に応じての金額となっております。

続きまして歳出です。451 ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目の一般管理費につきましては、認定調査員の報酬、介護保険システムの委託料が主なものでございます。

457 ページをお願いいたします。

上段 1 款 5 項 1 目の計画策定委員会費につきましては、第 9 期介護保険事業計画策定に係る各種調査の委託料が主なものでございます。

次に、下段 2 款 1 項 1 目の介護サービス等諸費につきましては、要介護の認定を受けている方が在宅・施設などでの介護サービスを受けるための負担金となっております。

次に、459 ページをお願いいたします。

上段 2 款 2 項 1 目の介護予防サービス等諸費は、要支援の認定を受けている方が介護予防サービスなどを受けるための負担金となっております。

462、463 ページをお願いいたします。

上段 2 款 6 項 1 目市町村特別給付費につきましては、在宅高齢者おむつ等の購入補助金となっております。

467 ページをお願いいたします。

上段 4 款 2 項 1 目の一般介護予防事業費につきましては、介護予防事業の講師謝金 171 万 7,250 円、お茶の間サロンへの活動補助金 350 万 274 円などが主なものでございます。

同ページの 4 款 3 項 1 目の総合相談事業費から、次ページの 4 款 3 項 2 目権利擁護事業費、4 款 3 項 3 目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費につきましては、由布市社会福祉協議会に委託しております地域包括支援センター業務の委託料となっております。

４７１ページをお願いいたします。

上段４款３項４目任意事業費の１２節委託料は、高齢者への配食と見守り支援を行う食生活改善事業委託で６１８万６、４００円となっております。

４７３ページをお願いいたします。

４款３項７目認知症総合支援事業費につきましては、認知症相談等に関する委託料やオレンジカフェへの補助金が主なものでございます。

４７５ページをお願いいたします。

中段５款１項２目償還金は、令和３年度以前分、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金の償還金となっております。

４７７ページをお願いいたします。

５款３項１目他会計繰出金２、２８１万１、６１３円は、一般会計への繰出金となっております。

以上で、詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、保険課長。

○保険課長（砂田 剛士君） 保険課長でございます。一般会計、国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計の３会計について御説明させていただきます。

まず、一般会計から説明いたします。決算書１７４、１７５ページをお願いいたします。

下段の３款１項４目国民健康保険事務費の２７節繰出金の支出済額２億８、３３０万３５７円は、国民健康保険特別会計の中の保険基盤安定、出産育児一時金、財政安定化支援事業や、その他繰入金等に繰り出しているものでございます。

続きまして、１７６、１７７ページをお願いいたします。

３款１項５目後期高齢者医療事務費につきましては、大分県後期高齢者医療広域連合に支払いをする療養給付費負担金と事務費負担金で、支出済額は６億７、６４７万２、３７８円となっております。また、高齢者保健・介護予防等の一体的実施事業といたしまして９３４万２、２９５円が支出計上されております。

続きまして、１７８、１７９ページをお願いいたします。

下段の３款１項７目国民年金事務費につきましては、支出済額１３１万３０２円で、財源につきましては１６款３項国庫委託金を充当しているところでございます。

以上が一般会計の説明となります。

次に、国民健康保険特別会計の説明をいたします。決算書３７６、３７７ページをお願いいたします。

１款１項１目一般被保険者国民健康保険税の収入済額は５億８、２７０万１、６９９円となっております。

2 目の退職被保険者等国民健康保険税の収入済額は 8 万 4, 0 2 8 円で、滞納繰越分の収入でございます。

次に、3 8 2、3 8 3 ページの上段、6 款県出金 1 項 1 目特定健康審査等負担金の収入済額は 1, 4 1 5 万円となっております。特定健康審査に係る県の負担金でございます。

中段 2 項 1 目保険給付費等交付金は、市が負担している保険給付に要する費用等が県から交付されるもので、3 0 億 5, 3 6 5 万 8, 8 3 5 円となっております。

続きまして、3 8 4、3 8 5 ページをお願いいたします。

下段の 1 0 款 1 項 1 目一般会計繰入金 2 億 8, 3 3 0 万 3 5 7 円は、一般会計 3 款 1 項 4 目 2 7 節の繰出金を受け入れたものでございます。

以上が歳入の説明になります。

続きまして、1 3 9 ページから主な歳出につきまして説明いたします。

まず、1 款 1 項 1 目一般管理費の支出済額は 1, 8 6 2 万 7, 8 6 1 円です。国保連合会への委託料が主なものでございます。

3 9 4、3 9 5 ページをお願いいたします。

下段 1 款 2 項 1 目賦課徴収費の支出済額 7 9 3 万 5, 7 1 1 円で。

○議長（長谷川建策君） 課長、ちょっと違います。ページが。

○保険課長（砂田 剛士君） すみません。3 9 2 ページの歳出のほうです。

1 款 1 項 1 目の一般管理費 1, 8 6 2 万 7, 8 6 1 円は、国保連合会等への委託金が主なものでございます。

続きまして、3 9 4、3 9 5 ページをお願いいたします。

下段の 1 款 2 項 1 目賦課徴収費の支出済額 7 9 3 万 5, 7 1 1 円で、会計年度職員の報酬費、納付書等の発送や口座振替に係る経費が主なものでございます。

次に 3 9 6 ページから 4 0 7 ページをお願いいたします。

2 款の保険給付費で、医療費や支払手数料、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費などの保険の給付でございます。

次に、4 0 6 ページ中段から 4 0 9 ページの 3 款国民健康保険事業費納付金の支出済総額は、4 0 9 ページの最下段款計の 9 億 1, 2 7 9 万 4, 1 0 5 円でありました。

次に、4 1 0 ページの 4 款 1 項 1 目特定健康審査等事業費の支出済額は 2, 2 3 8 万 4, 7 9 6 円でありました。特定検診及び保険指導事業の案内通知や医療機関等への委託料、検診データの管理業務委託料が主なものでございます。

4 2 6 ページをお願いいたします。

今回、特別会計の実質収支額は 6, 6 5 7 万 9 1 1 円で、令和 5 年度に繰り越すものでござい

ます。

以上で、国民健康保険特別会計の説明を終わります。

続きまして、後期高齢者医療特別会計の決算説明をいたします。決算書506、507ページをお願いいたします。

上段1款の後期高齢者医療保険料の収入済額は3億8,238万2,700円となっております。

次に、下段の3款繰入金の収入済額は1億4,567万9,293円で、一般会計3款1項5目27節繰出金を受け入れたものでございます。

続きまして、歳出の主なものについて説明いたします。

512ページ、513ページをお願いいたします。

1款総務費の支出総額は339万4,203円で、保険料納付書、督促状や各種通知書の作成、郵送料等が主なものでございます。

次に、514ページ、515ページをお願いいたします。

2款の後期高齢者医療広域連合納付金は、収納した保険料等を広域連合に納付するものであります。支出済額は5億2,479万5,590円となっております。

最後に518ページをお願いいたします。

本特別会計の実質収支額は207万2,295円で、令和5年度に繰り越すものでございます。

以上で、説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、子育て支援課長。

○子育て支援課長（後藤 昌代君） 子育て支援課長です。主な事業につきまして詳細説明をいたします。

180、181ページをお願いいたします。

下段、3款2項1目児童手当事業は児童の健やかな成長のために支給するもので、国県の補助金計4億201万3,830円を充当しております。

次の児童扶養手当事業は、一人親家庭等の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図ることを目的に支給するもので、国の補助が3分の1となっております。

次ページ、182、183ページをお願いいたします。

中ほどにございます新型コロナウイルス緊急対策事業（児童福祉）2,387万6,500円につきましては、感染症対策として保育所や認定こども園、児童クラブ等の衛生用品の購入や職員の時間外対応の賃金の補助等で、国県の補助金を充当しております。

次の同事業、子育て特別支援4,056万3,760円につきましては、一人親世帯や非課税世帯等の低所得の子育て世帯に生活の支援を行うものとして、子ども1人につき5万円の給付を行いまして、全額国の補助金を充当しております。

次ページ、184、185ページをお願いいたします。

3款2項2目保育所活動推進事業は、保育所等の運営費に当たる施設型給付費が主なもので、国県の補助金を充当しております。なお、令和4年度に始めました待機児童対策保育士雇用事業により、5名の児童受入れができました。

次の児童健全育成事業につきましては、18児童クラブへの委託料が主なもので、国県の補助金を充当しております。

次ページ、186、187ページをお願いいたします。

中ほどにございます地域子育て支援づくり事業は、子育て中の親子の交流の場の提供や子育てに関する相談援助等を実施する市内4か所の子育て支援センターに対する事業委託料、各種サービスの利用者支援を行う会計年度任用職員の報酬が主なものでございまして、国県共に3分の1の補助金を充当しております。

次ページ、188、189ページをお願いいたします。

3款2項3目ひとり親家庭等自立支援事業につきましては、医療費助成金が主なもので県の補助金を充当しております。

少し飛びまして、202、203ページをお願いいたします。

4款1項2目、中ほどにございます子ども医療費助成事業は、中学生までにかかる医療費の保険適用自己負担分の助成が主なもので、県補助金3,058万3,000円と子ども及び高校生等医療費助成事業基金からの繰入金1,386万3,752円を充当しております。

続きまして、同じページの下のほうにございます高校生等医療費助成事業は、次ページ204、205ページの高校生等にかかる医療費の保険適用自己負担分の助成が主なもので、こちらも子ども及び高校生等医療費助成事業基金からの繰入金1,760万6,417円を充当しております。

次の出産・子育て一体的支援事業は令和4年度から開始しました事業で、出産応援給付金として妊婦1人につき5万円、子育て応援給付金として児童1人につき5万円を給付するもので、国県の補助金を充当しております。

以上で、詳細説明終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、健康増進課長。

○健康増進課長（佐藤 重喜君） 健康増進課長です。主な事業につきまして詳細説明をいたします。

195ページをお願いいたします。

中段の4款1項1目の保健衛生総務費につきましては、保健事業に係る会計年度任用職員の報酬等の事務経費となっております。

次に、197ページをお願いいたします。

健康立市推進事業につきましては、健康マイレージ事業を推進し、市民の皆さんが自主的に身近に健康づくりの習慣をつけてもらうための経費と、第3期いきいきプラン策定に向けた市民へのアンケート調査委託及び水中運動教室の委託料でございます。財源につきましては、みらいふるさと基金300万円が充当されております。

成人保健事業につきましては、疾病の早期発見のための検診実施、保健指導や訪問、健康教室を実施するための経費となっております。財源につきましては、県の保健事業費補助金101万円が充当されております。

地域医療体制推進事業につきましては、休日や夜間診療を可能とするための負担金でございます。

がん検診推進事業につきましては、子宮頸がんと乳がん検診対象者の受診促進を図るための経費となっております。財源につきましては、国のがん検診推進事業費補助金11万6,000円が充当されております。

次に、199ページをお願いします。

食生活推進事業につきましては、料理教室の開催や食習慣の普及啓発を実施するための経費となっております。

総合相談窓口事業につきましては、各種相談事業の充実を図るため、相談員を配置する経費となっております。財源につきましては、県の障害者自立支援法事務委託金12万5,000円が充当されております。

健康温泉館利用促進事業につきましては、温泉や施設の特徴を生かし、市民が身近に健康づくりに取り組める健康増進拠点施設として維持、管理、運営を行う事業です。内容としましては、会計年度任用職員の報酬、燃料費、光熱水費が主なものとなっております。財源につきましては、温泉館の使用料1,361万8,310円が充当されております。

次に、201ページをお願いします。

下段の4款1項2目母子保健費の母子保健推進事業につきましては、妊娠・出産・育児など、安心して出産・子育てができるよう支援を行うための妊婦健診、乳幼児健診、未熟児養育医療等に係る経費となっております。財源につきましては、国や県の未熟児養育医療費補助金などで408万9,975円が充当されております。

次に、203ページをお願いします。

中段の不妊・不育症治療費助成事業につきましては、大分県が進める不妊症の治療に対する医療費の一部を助成する経費となっております。

母子歯科保健対策事業につきましては、幼児の虫歯予防のためフッ素塗布を推進するための経費となっております。

次に２０５ページをお願いいたします。

下段の４款１項３目精神保健福祉費の心の健康づくり事業につきましては、自殺対策等を含む心の健康づくりの経費でございます。財源につきましては、県の精神保健普及啓発事業費補助金４４万５,０００円が充当されております。

次に、２０７ページをお願いします。

４款１項４目予防費の予防接種推進事業につきましては、乳幼児の定期予防接種及び任意の予防接種の経費となっております。財源充当につきましては、国の風疹抗体検査事業費補助金２３１万６,０００円が充当されております。

感染予防対策事業につきましては、食中毒や感染症予防の啓発指導に係る経費となっております。

新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては、市民の皆さまがスムーズに接種できるようコールセンターの設置、接種券の配付、接種の委託、また情報提供を行う経費となっております。財源につきましては、国の新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金１億３,１８４万３,３４９円、新型コロナウイルスワクチン接種対策確保事業費補助金５,３５３万７,０００円を充当しております。

以上で、詳細説明を終わります。よろしくをお願いします。

○議長（長谷川建策君） 次に、環境課長。

○環境課長（田代 由理君） 環境課長です。環境課は一般会計と特別会計がございますので、それぞれ主なものを中心に詳細説明をいたします。

まずは一般会計でございます。決算書２０８ページをお願いいたします。

４款１項５目環境衛生総務費２億５,４６７万９,３７６円の主な支出といたしましては、水道未普及地域改善事業８１９万５,９２８円です。この事業は、庄内地域の上重地区、小平地区、挾間地域の中台の３地区に補助金という形で支出しております。

次に、火葬場運営整備事業２,５４１万５,１７８円です。この事業の財源といたしまして、火葬場使用料２００万円を充当しております。雲浄苑火葬炉の施設等の修繕費に４１６万２,２９０円を支出しております。

２１１ページをお願いいたします。

合併処理浄化槽設置推進事業９,６３３万５,２２２円に対しまして、財源として国庫補助金、県補助金の浄化槽設置補助金総額５,３８８万１,０００円を充当しております。なお、令和４年度の事業実績といたしましては、新築分９５件、合併処理浄化槽への設置替えの分が８６件、合計１８１件の方へ補助を行っております。

次に、農業集落排水事業会計の繰出金が６,３７８万９,０００円となっております。

213ページをお願いいたします。

給与管理費（環境課）2,873万9,750円が主なものでございます。

213ページ下段から215ページをお願いいたします。

6目環境対策費1,353万8,393円の主な支出といたしましては、生活環境美化事業956万235円のうち公衆用トイレの清掃管理等の委託料が541万6,400円でございます。次に、自動車騒音常時監視事業の委託料151万8,000円は、騒音規制法第18条の規定に基づき、由布市内における主要幹線道路を対象とした自動車の騒音の常時監視するための経費でございます。

続きまして、217ページ上段をお願いいたします。

2項清掃費1目清掃総務費5,657万7,903円は、環境センターの給与管理費でございます。

中段をお願いいたします。2目塵芥処理費4億8,145万8,473円は市内のごみ処理に要した経費で、塵芥処理事業のうちゴミ収集運搬処理業務委託料が1億4,035万1,200円でございます。

219ページの上段をお願いいたします。

18節負担金、補助及び交付金3億1,493万7,082円のうち、工事負担金1億3,506万9,066円は、現在取り組んでおります新環境センター整備事業の負担金でございます。維持管理負担金1億3,242万6,138円は、大分市福宗清掃センター等でのごみ処理の負担金でございます。

219ページの下段をお願いいたします。

3目し尿処理費7億3,844万5,663円は、環境衛生センターの管理運営に関わる経費でございます。し尿処理事業が3,915万1,665円、し尿処理施設整備事業の6億7,462万3,000円は、リニューアル工事に関わる監理委託料と工事請負費でございます。

続きまして、221ページをお願いします。

環境衛生センター管理事業2,467万998円です。環境衛生センター管理に関わる光熱水費1,652万7,562円が主な経費になっております。

以上が一般会計です。

引き続きまして、農業集落排水特別会計でございます。

歳入歳出決算事項別明細書の486から487ページをお願いいたします。

まず歳入についてです。1款1項1目農業集落排水加入負担金44万円は、一般家庭1件の加入金でございます。

2款1項1目使用料2,020万2,509円は、施設使用料でございます。

488から489ページをお願いいたします。

5款1項1目一般会計繰入金が6,378万9,000円です。

5款2項1目農業集落排水事業から基金繰入金が425万9,728円でした。なお、この基金繰入金は主に施設の修繕費に充当しております。

続きまして歳出でございます。

492ページ493ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費153万883円と、次の2目維持管理事業2,864万991円は、農業集落排水事業全般に要した費用でございます。

494から495ページをお願いいたします。

2款1項1目の元金です。元金4,738万4,428円、利子513万3,364円、それぞれ返還しております。

以上で、環境課の詳細説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、水道課長。

○水道課長（衛藤 武君） 水道課長です。水道事業会計の繰出金について詳細説明をします。

決算書の222ページ、223ページをお願いいたします。

上段になります。4款3項1目上水道施設費について、支出済額は2億1,688万2,000円でございます。前年度と比較しまして831万7,000円の減となっております。

主な要因としましては、水道台帳整備補助金が前年度で終了したことによる減と、旧簡易水道事業減価償却費相当分等の減によるものでございます。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） ここで暫時休憩をいたします。再開は14時10分とします。よろしくお願いいたします。

午後1時57分休憩

.....

午後2時09分再開

○議長（長谷川建策君） 再開します。

次に、農業委員会事務局長、お願いします。

○農業委員会事務局長（二宮 啓幸君） 農業委員会事務局長です。農業委員会事務局に係る主な事業につきまして詳細説明をいたします。

決算書の225ページをお願いいたします。

6款1項1目農業委員会費のうち、農業委員会費事業の1節報酬1,872万2,233円は、主に農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員への報酬でございます。12節委託料79万

7,500円は、農地利用状況調査に係る調査資料作成業務委託料、また、18節負担金、補助及び交付金42万6,000円につきましては、主に市町村賛助員拠出金として大分県農業会議に対し支出したものでございます。

当事業は農地法等に係る委員会事務、農地利用最適化の活動推進を目的とするものであり、このうち農地利用最適化推進委員報酬に対しては、農地利用最適化交付金856万6,023円、農地全筆調査資料作成業務委託料に対しては、機構集積支援事業補助金49万4,400円の県支出金が充当されています。

6款1項1目農業委員会費では、農業委員会費事業のほかに、農業者年金事務事業、農業農村振興公社委託事業、農地集積・集約化対策事業の各予算を執行しており、各事業に対して県支出金等の特定財源が充当されています。

農業委員会事務局所管事業における令和4年度決算額は、給与管理費を含め収入済額が1,454万8,078円、支出済額が4,530万5,752円となっています。

以上で、詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、農政課長。

○農政課長（杉田 文武君） 農政課長です。主な事業につきまして詳細説明をいたします。

決算書の229ページをお願いいたします。

6款1項3目農業振興費のうち、備考欄中段の中山間地域等直接支払対策事業、18節負担金、補助及び交付金、3億7,988万8,437円は、中山間地域等直接支払交付金として、市内96の協定者に対象農地1,710ヘクタールにかかる中山間地域等の農業生産活動が持続的に実施されるよう、平地部との生産条件に関する不利を補正するための支援を目的とした交付金でございます。

この事業に対しましては、県支出金の中山間地域等直接支払推進事業費補助金2億8,684万2,241円を充当しております。その下にあります園芸産地整備事業の18節、次の231ページをお願いいたします、上から3項目め、短期集中県域支援品目生産拡大推進事業費補助金1,337万8,000円は、産地拡大単収向上が加速化的に進む支援品目イチゴ、ネギ等の生産拡大に伴う機械導入補助金でございます。この事業に対しましては、県支出金の短期集中県域支援品目生産拡大推進事業補助金984万7,000円を充当しております。

同ページの中段にあります、農業経営所得安定対策事業の18節1,522万5,920円は、農業者の経営安定対策を行う由布市農業再生協議会への補助金となります。この事業に対しましては、県支出金の経営所得安定対策事業費補助金1,434万7,920円を充当しております。

同じページの最も下段にあります、就農支援事業、次の233ページをお願いいたします、上段にあります、18節新規就農者支援事業補助金3,919万6,000円は、就農直後の経営

確立を支援する資金等の補助金となっております。この事業に対しましては、県支出金の新規就農支援事業費補助金3,401万6,900円を充当しております。その下にあります新規就農者負担軽減対策事業補助金366万6,600円は、認定新規就農者の就農開始後の所得補填する補助金となっております。この事業に対しましては、農政課の雑入内に収入されておりますが、新規就農者所得安定対策補填金183万3,300円を充当しております。

235ページをお願いします。

上段の地域資源利活用推進事業でございます。18節の地域プロモーション推進事業費補助金1,103万9,793円は、令和2年度に設立された一般社団法人ユフイズムの活動に対して支援をしたものでございます。この事業に対しましては、国庫支出金の地方創生推進交付金のうち、607万4,846円を充当しております。

その下にあります新型コロナウイルス緊急対策事業（農業振興）の、18節耕畜連携循環型農業推進事業補助金617万円は、耕畜連携を実施する農地に対する鳥獣害防止柵の設置及び土層改良等に対する補助金となっております。

その下の農業活性化・スタートアップ圃場設置事業補助金8,474万8,791円は、農地や農機具等の初期設備を所有しない就農希望者に対して圃場や機材を整備することにより、市内の就農の安住につなげるため、由布農業スタートアップ支援協議会の設置補助金を交付するための補助金となっております。

その下の農畜産業再生産緊急対策事業補助金1,587万100円は、肥料や飼料などの生産資材の急激な価格高騰の影響を緩和するため、生産資材購入に対する補助金となっております。

237ページをお願いします。

上段の飼料価格高騰緊急対策事業費補助金868万300円は、配合飼料の高騰が続く中、令和2年度から価格上昇分を補填する補助金となっております。

4つの新型コロナウイルス緊急対策事業補助金の財源につきましては、農業活性化・スタートアップ圃場設置事業補助金は、補助額の半額を県支出金として4,237万4,000円を充当しております。その残額と他の3事業の補助金は、国庫支出金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により充当しております。

次に、同ページ内の6款1項4目畜産業費の下段、畜産経営支援事業の18節負担金、補助及び交付金、239ページをお願いいたします。

上段の、畜産生産振興対策事業補助金304万1,000円は、認定農業者に対する施設整備の補助金でございます。この事業に対しましては、県支出金の県畜産生産振興対策事業費補助金152万円を充当しております。

最後に、その下の、おおいた豊後牛生産向上対策事業費補助金346万5,000円は、おお

いた豊後牛の生産基盤を強化するための補助金でございます。この事業に対しましては、県支出金のおおいた豊後牛生産向上対策事業補助金１７３万２，５００円を充当しております。

以上で、詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、農林整備課長。

○農林整備課長（岡 公憲君） 農林整備課長です。農林整備課に係る決算について詳細説明をいたします。

まず、２３３ページをお願いいたします。

６款１項３目農業振興費のうち、備考欄の中段、多面的機能支払交付金事業、１８節負担金、補助及び交付金１億４，８７５万１，３１６円は、３２組織対象農地２，０３８ヘクタールに係る農地や農業用水路等の保全管理、農村環境の保全活動に取り組まれた組織への交付金でございます。

財源としまして、多面的機能支払対策事業交付金１億１，３３６万２，４６９円を充当しております。

次に、２３９ページをお願いいたします。

下段の６款１項５目農地費、市営基盤整備事業、１４節工事請負費３，４１１万１，０００円は、土地改良施設維持管理適正化事業により、農業用水利施設等の機能保持を目的とした初瀬井路転倒ゲート改修工事費や庄内五福水路整備工事費等でございます。

財源につきましては、土地改良施設維持管理適正化事業交付金２，１８０万円を充当しております。

その下、１５節原材料費２０８万９，０８１円は、農道及び水路の維持補修に対し、生コン等の原材料を１６件の対象者へ支給をしたものでございます。

ページ下段から２４１ページにかけてをお願いいたします。

県営基盤整備事業、１８節負担金、補助及び交付金１億２，７９１万９，４４５円は、農地の基盤整備や水路、農道、防災ため池等の農業用施設を整備した県営事業に係る市の負担金でございます。財源といたしまして、国庫補助金や地元負担金等として５，０１３万１，８２６円が充当されています。

下段の６款２項１目林業振興費、鳥獣被害総合対策事業、１８節負担金、補助及び交付金３，４６６万２，０６８円は、イノシシ１，６１５頭、シカ２，１５２頭分の捕獲報償金が主なものでございます。財源といたしまして、県有害鳥獣捕獲支援事業費補助金として２，１８３万円を充当しております。

次に、２４３ページをお願いいたします。

造林事業、１８節負担金、補助及び交付金１，８８３万３，５００円は、森林資源を活用し持続

的な森林経営を実現するため、下刈りや間伐を実施した事業者への補助金でございます。

その下の中ほど、鳥獣被害防止特別対策事業1,049万6,620円は、有害鳥獣の被害防止と侵入防止を図るための防護柵設置に係る補助金でございます。財源は、みらいふるさと寄附金より1,049万6,620円を充当しております。

その下、未整備森林整備事業4,789万4,724円は、森林経営管理制度に基づいた事業に係る経費で、森林環境譲与税4,013万2,000円を充当しております。

次に、245ページをお願いいたします。

下段の6款2項2目林道整備事業1,932万5,200円は、林道生産性の向上及び基盤整備を図るための林道の維持管理に係る経費でございます。

少し飛びまして、353ページをお願いいたします。

11款1項1目農業用施設災害復旧費9億4,004万9,661円は、耕地災害復旧に伴う査定設計書業務委託費や、災害復旧工事費、また、小災害や弔慰金等の由布市単独災害復旧事業補助金や、高津原水路県受託事業負担金が主なものでございます。

令和2年災、3年災、4年災を令和4年度内に、復旧した農地・施設350件に係るものでございます。

財源といたしまして、農業施設災害復旧費補助金として4億778万2,152円、さらに過年度収入といたしまして5億4,394万986円を充当しております。

ほかに、災害復旧事業に係る受益者等からいただいた分担金といたしまして、収入済額2,246万6,661円が充当されており、収入未済額は41万1,021円、未納件数にしまして6件となりますが、出納閉鎖後に納入を確認、または納入の約束等をいただいておりますが、引き続き完納に向けて努めてまいります。

下段の11款1項2目林業施設災害復旧費1,867万6,900円は林道8路線11件の災害復旧費等でございます。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、商工観光課長。

○商工観光課長（古長 誠之君） 商工観光課長です。主な事業につきまして詳細説明をいたします。

決算書の248ページ、249ページをお願いいたします。

7款1項1目商工総務費でございます。249ページの備考の欄を御覧ください。

商工総務費78万8,500円は、各種団体などへの負担金が主なものでございます。

次の消費者行政事業301万6,334円は、消費者行政相談員の報酬及び消費者行政事業に伴います需用費が主なものでございます。このうち、需用費に対して県の消費者行政推進事業費

補助金 6 7 万 4, 0 7 9 円を充当しております。

最下段の災害対応事業（商工観光課）2, 0 5 1 万 9, 7 6 6 円は、令和 2 年 7 月豪雨により被災した城ヶ原オートキャンプ場の避難路。それから、男池園地遊歩道の復旧に係る工事請負費、並びに令和 4 年の台風 1 4 号にて被災した男池園地の土砂除去の災害復旧工事分が主なものでございます。

歳入としまして、県補助金の自然環境整備事業費補助金 7 7 0 万 2, 0 0 0 円を充当しております。

次に、2 5 0 ページ、2 5 1 ページを御覧ください。

7 款 1 項 2 目商工振興費でございます。2 5 1 ページの翌年度繰越明許費 2 億 7, 1 0 1 万 7, 0 0 0 円につきましては、本年 6 月までに実施をいたしましたプレミアム商品券事業の繰越分でございます。

それでは、備考の欄を御覧ください。

商工の振興と活性化に資する商工振興活性化事業の主なものは、1 8 節の商工会補助金 9 0 0 万円、それから中小企業者への設備投資等に対する利子補給補助金 3 9 3 万 6, 8 5 8 円、それから創業・開業に対する支援を行う創業等支援事業費補助金 4 7 5 万 8 5 4 円となっております。

次に、新型コロナウイルス緊急対策事業（商工振興）は、新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けた商工業者への経済対策として、事業者支援や消費喚起策などを実施した経費であります。同一名称で上段にある分、これが令和 3 年度からの繰越事業分として実施のプレミアム商品券事業であります。歳出合計は、準備費等を併せ 3 億 9, 1 5 5 万 7, 6 6 2 円であります。

これに対し、県の、地域消費喚起プレミアム商品券支援事業補助金 6, 6 7 6 万円を充当しております。

下段の新型コロナウイルス緊急対策事業（商工振興）に関しましての 3 億 2, 3 3 6 万 5, 1 2 3 円は、プレミアム商品券発行事業や、2 5 3 ページに移りますが、コロナ対策特別融資金に対する緊急対策特別資金特別利子補給金、それからコロナ禍による一定以上の影響を受けた事業者への事業者支援一時金、それから原油高騰の影響を受けた運輸事業者等支援金、それからエネルギー物価高騰に対する事業者支援としての、中小企業者等省エネ設備等導入促進支援金事業等であります。

歳入としましては、国庫補助金新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち 1 億 9, 9 4 5 万円を充当しております。

また、県のプレミアム商品券支援事業費補助金 6, 6 7 7 万 1, 0 0 0 円と、感染症特別資金融資利子補給金基金から 9 0 5 万 2, 5 9 2 円の充当もされております。

次に、下段7款1項3目観光費でございます。備考の欄を御覧ください。観光の振興に資するための観光振興事業の主なものは12節の委託料、観光プロモーションとマーケティング業務の委託を合わせて841万9,400円。それから、18節負担金、補助及び交付金が市内5つの観光協会への補助金ではありますが、1,450万7,620円と、それから255ページに移りまして、まちづくり観光局の補助金2,622万1,132円が主なものでございます。

次に、地域イメージ向上対策事業につきましては、当課所管の施設関係の維持に要する諸経費等ではありますが、14節の工事請負費に関しましては、城ヶ原オートキャンプ場のトイレ、それから由布川峡谷猿渡トイレの改修工事費として243万3,200円。15節の原材料費は、先ほど説明しましたけれども、令和2年7月豪雨にて被災した男池園地の遊歩道災害復旧工事に係る木材の購入費として583万770円となっており、これに対しましては森林環境保全基金を全額充当しております。

それから、18節の負担金、補助及び交付金は、由布院駅アートホール事業負担金260万円が主なものでございます。

次のイベント事業は、各地域の祭り事業補助金688万3,214円が主なものでございます。

次に、257ページを御覧ください。

新型コロナウイルス緊急対策事業（観光振興）4,180万5,217円は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う観光振興の対策事業として実施した経費であります。宿泊事業者へのコロナ禍における経済対策として、宿泊業を支援すると同時に市民間の交流促進を図る取組とした事業であります。財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち2,564万4,000円を充当しております。

以上で、詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、建設課長。

○建設課長（三ヶ尻郁夫君） 建設課長です。令和4年度の建設課に係る歳入歳出決算の詳細説明をいたします。

決算書の256、257ページをお願いいたします。

次ページ258、259ページとわたりますが、下段8款1項1目土木総務費1,170万990円につきましては、市道等の管理に係る測量調査や道路台帳補正、市道管理システム使用に係る費用として、また、九州国道協会等の各種負担金が主なものでございます。

258、259ページ中段の、急傾斜地崩壊対策事業1,874万4,500円につきましては、市が事業主体となる中ノソノ地区急傾斜地崩壊対策事業に係る工事費や大分県が事業主体となる急傾斜地崩壊対策事業、挾間町南田代及び芝尾地区、和尚地区の3か所、庄内町上小原、また、湯布院町の宮園地区、内徳野②地区、2か所の計6か所、砂防施設再生事業、湯平地区1か

所における工事負担金が主なものでございます。

２６０、２６１ページをお願いいたします。

次に、８款２項１目道路維持費、道路維持事業１億２,４７４万１,６６６円につきましては、道路維持に係ります測量設計業務委託や修繕工事に係る費用、また、自治区によります市道の草刈り活動に対する交付金が主なものでございます。

次に、８款２項２目道路新設改良費につきましては、支出済額９億５,９０６万８,９９９円と支出しておりますが、国県道路整備促進事業４,６５１万９,５３７円は、県道改良事業４路線、５工区の県への工事等負担金でございます。

次の道路整備事業、社会資本整備事業（改良）としまして８,６５７万２,６６７円、防衛調整交付金事業１億７,１７５万６,７１１円、辺地対策事業７,２１４万８,１０８円、過疎対策事業２億７７０万６,１２０円、単独事業としまして１億１,０６５万５,５５６円、社会資本整備事業（補修）２億６,３７１万３００円につきましては、市幹線道路や地域内道路整備、また、橋梁トンネル等の補修に係る費用でございます。

これらの事業に対しては、土木費国庫補助金社会資本整備総合交付金１億６,５９１万９１３円が充てられております。

次に２６４、２６５ページをお願いいたします。

下段、８款３項１目河川総務費２９２万６,６８５円につきましては、湯布院町若杉ダムの点検業務委託が主なものでございます。

次に、２７０、２７１ページをお願いいたします。

次ページ、２７２、２７３ページにわたりますが、８款５項１目住宅管理費、公営住宅管理事業４,７６５万８,２８３円につきましては、市営住宅３９か所、５５６戸の維持管理に要する費用が主なものでございます。

２７０、２７１ページ下段、一般住宅耐震化等助成事業１４４万３,０００円は、個人木造住宅の耐震診断や耐震改修、また、危険ブロック塀等、除却に係る補助金を交付したものでございます。

次に、公営住宅整備促進事業３,８７９万１,２２５円につきましては、市営住宅の解体工事で湊住宅１棟、黒ヶ鶴住宅３棟、阿蘇野住宅１棟、計５棟と湊住宅の水洗化等の工事が主なものでございます。

また、空家等対策事業１９７万３,５００円につきましては、空き家等調査委託料と除去補助金でございます。

これらの事業に対しては、土木費国庫補助金住宅管理費補助金の住宅耐震診断補助金５４万５,０００円、地域住宅交付金１,４１８万５,０００円、危険ブロック等除去補助金４万

5,000円の国費が充当されております。

また、土木費県補助金住宅管理補助金の住宅耐震診断補助金25万3,750円、危険ブロック塀等の除却補助金17万6,250円の県費が同じく充当されております。

次に、最後になりますが、354、355ページをお願いいたします。

中段、11款2項1目公共土木施設災害復旧費3億8,862万9,389円につきましては、令和2年7月豪雨により生じた災害と、令和4年9月台風等による道路・河川の災害復旧工事によるものでございます。令和2年災は黒川橋、鹿出橋、屋敷橋の橋梁復旧工事、由布川河川災害復旧工事、庄内、湯平線道路災害復旧工事等でございます。

令和4年災につきましては、道路14件、河川1件の測量設計委託料、災害復旧工事費でございます。この事業に対しましては、災害復旧費国庫補助金、土木災害復旧費補助金、1億5,499万4,248円がこの事業に充当されております。

なお、補助率につきましては66.7%でございます。

以上で、建設課に係る令和4年度歳入歳出決算の詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、都市景観推進課長。

○都市景観推進課長（大塚 守君） 都市景観推進課長です。主な事業につきまして詳細説明をいたします。

266ページ、267ページをお願いいたします。

8款4項1目都市計画総務費の雨水対策事業費864万500円につきましては、挟間地域における開発事業に伴う雨水対策として、古野地区、下市地区、向原地区の排水路の改修整備を行ったものでございます。なお、本事業につきましては土木費分担金の生活環境整備事業を全額充当しております。

次に、都市計画事業費1,280万4,000円につきましては、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画策定業務に係る委託料でございます。本事業につきましては、国の集約都市形成支援事業費補助金640万円を充当しております。

次に、268、269ページをお願いいたします。

下段、8款4項4目公園費の都市公園等管理事業費1,286万6,970円につきましては、次ページ270、271ページの上段にわたりまして歳出項目を記載をしておりますが、都市公園36か所、その他公園7か所の維持管理及び修繕工事が主なものでございます。

以上で、詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（赤木 知人君） 防災危機管理課長です。詳細説明をいたします。

決算書 280 ページ、281 ページをお開きください。

9 款 1 項 3 目災害対策費の地域防災推進事業 6 万 4 千 8 百 28 円につきましては、18 節負補交の自主防災組織活動交付金 30 万円と大分県自主防災組織活性化支援センター負担金の 2 万 7 千 504 円が主なものとなります。自主防災組織活動交付金につきましては、昨年度 12 団体に交付しております。

次に、災害対策費の 1,727 万 8,835 円につきましては、主なものとして、3 節職員手当等で、令和 4 年度中の災害対応に係る職員の時間外勤務手当と 18 節負補交の県防災航空隊をはじめとする各防災関係の協議会への負担金となっております。この事業に対しましては、雑入のうち、全国市長会防災減災費用保険分 3 万 4 千 2,650 円を充当しております。

次に、災害対策環境整備事業ですが、281 ページから 283 ページにわたります。

こちらの事業、2 億 4,858 万 2,768 円につきましては、14 節の工事請負費、防災行政情報告知システム整備工事の、2 億 1,304 万 6,111 円が主なものとなっており、この事業に対しましては国庫補助金、特定防衛施設周辺整備事業補助金のうち、防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金 5,907 万 1,000 円を充当しております。

また、県補助金、消防費補助金のうち、大分県河川情報整備支援事業 3 万 9 千 500 円は、歳出の 17 節備品購入費、機械器具費、由布市河川監視カメラ購入整備事業へ充当しております。

次に、283 ページをお開きください。

災害対応事業（防災危機管理課）8 万 6 千 800 円につきましては、18 節負補交の災害被災者住宅再建支援事業費補助金の 6 万 4 千 700 円が主なものとなっており、この事業に対しましては、県補助金、消防費補助金のうち、災害被災者住宅再建支援事業費補助金 3 万 2 千 300 円を充当しております。

最後に、新型コロナウイルス緊急対策事業（災害対策）4 万 2 千 900 円につきましては、節区分 12、委託料の災害対策本部整備業務 2 万 4 千 3,580 円の由布市防災情報含む各種行政情報が配信される由布市公式アプリ「ゆふポ」の政策委託と、節区分 17、備品購入費の庁用器具費 2 万 2 千 400 円の避難所運営用感染用対策備品、シェルパー 100 個と二酸化炭素測定器 30 台を購入したものが主なものとなっており、この事業に対しましては、県補助金、消防費補助金のうち、地震、津波、防災、減災対策推進事業費補助金 1 万 1 千 200 円を充当しております。

以上で、詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（長谷川建築君） 次に、消防長。

○消防長（大嶋 陽一君） 消防長です。主な事業について詳細説明をいたします。

決算書の 273 ページをお願いいたします。

9款1項1目常備消防費の常備消防費につきましては、需用費と委託料が主なもので、10節の需用費の主なものが燃料費、光熱水費となっております。

275ページをお願いいたします。

12節委託料の主なものは、消防統計システム保守です。

次に、緊急自動車購入事業費17節備品購入費は、指揮車購入費です。

次に、消防職員教育研修事業につきましては、次ページの18節負担金、補助及び交付金の県消防学校入校費負担金が主なものです。

続きまして、消防資機材整備事業ですが、主なものは司令システム・無線システムの保守などの委託料、消防救急活動に使用する資機材の備品購入費などでございます。このうち、備品購入費につきましては、県の補助金の電源立地対策交付金402万1,000円を充当しております。

279ページをお願いします。

2目非常備消防費、主に消防団の関係でございます。非常備消防活動推進事業1節報酬、8節旅費の費用弁償は、団員に対する報酬・出動手当でございます。10節需用費は、積載車車検時などの修繕費が主なものでございます。14節工事請負費につきましては、湯平地区に設置しました防火水槽工事費です。県の補助金の電源立地対策交付金630万円を充当しております。

17節備品購入費につきましては、積載車、ポンプなどの購入費です。5つの部に対してのものです。県の補助金、石油貯蔵施設立地対策交付金326万4,000円を充当しております。

18節負担金、補助及び交付金は、県消防補償等組合負担金や消防施設等整備補助金が主なものでございます。施設整備事業につきましては、消防団詰め所の改修工事や、消火用ホースをはじめとする資機材の更新を行うもので、令和4年度は14の部に対しまして支出しております。

消防本部の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、教育次長。

○教育次長兼教育総務課長（日野 正美君） 教育次長兼教育総務課長です。詳細説明をいたします。

285ページをお願いいたします。

10款1項1目教育委員会費158万5,660円は、教育委員4名分の報酬及び費用弁償が主なものです。

10款1項2目事務局費4,034万1,173円は、会計年度任用職員の社会保険料及び健康診断に伴う委託料が主なものです。奨学資金貸付基金利子や、雑入99万4,614円を充当しております。

情報環境整備事業2,733万8,774円は、学校関係のパソコンの保守管理等の委託料及び小中学校用パソコンの借り上げ料が主なものです。みらいふるさと基金より150万円を充当し

ております。

２８７ページです。

スクールバス運行事業５，０８０万６，６０５円は、小中学校の通学バスの費用及び統廃合や遠距離通学用のタクシーの借り上げ料が主なものです。中高校生通学バス負担金１８３万８，２５０円を充当しております。

繰越明許費３５万円につきましては、市所有のスクールバス２台分の置き去り防止安全装置の購入設置費ですが、国の補正予算の成立が遅れ、年度内に事業が完了しないため繰越をしております。

教育施設環境安全対策事業７１８万５，２５３円は、小中学校の清掃管理や消防用設備保守点検の委託料が主なものです。小中学校体育館使用料８２万１，８２０円を充当しております。

２８９ページです。

教育環境管理充実事業４８１万２，６１７円は、幼・小・中学校のごみ収集処理業務委託料や児童生徒用机・椅子等の購入費が主なものです。

下段の、新型コロナウイルス緊急対策事業（教育環境）２，２０７万１，５００円は、新型コロナウイルス感染防止のため、市内学校施設のトイレ洋式化に係る設計工事請負費です。コロナ臨時交付金２，２００万円を充当しております。

２９１ページ上段、新型コロナウイルス緊急対策事業（ＧＩＧＡスクール）２６２万９，０００円は、タブレットのシステム改修委託料で、コロナ臨時交付金２６０万円を充当しております。

２９７ページをお願いいたします。

１０款２項１目小学校施設管理事業３，１５３万７，９８１円は、市内小学校の校舎等の修繕費や浄化槽等清掃管理並びに機械警備保障等の委託料、阿南小学校の屋上防水工事や駐車場舗装工事が主なものです。コロナ臨時交付金や雑入の一部を充当しております。

３０７ページをお願いいたします。

１０款２項４目、下段の小学校施設整備事業１，１３７万６，８７７円は、挟間小学校校舎増築工事に係る土地購入費が主なものです。

繰越明許費２，２８２万５，０００円は、挟間小学校増築に係る地質調査や敷地測量等の測量設計の委託費で、関係者、関係機関との協議に不測の日数を要したため、翌年度に繰り越すこととしております。

３０９ページをお願いします。

１０款３項１目中学校施設管理事業８１４万３，７４９円は、校舎等の修繕費並びに浄化槽等清掃管理や、挟間中学校プールの床補修工事が主なものでございます。

３１５ページをお願いいたします。

10款4項1目幼稚園施設管理事業560万9,427円は、市内幼稚園の園舎等の修繕費並びに浄化槽清掃管理等の委託料及び、由布院、阿南幼稚園の改修工事が主なものでございます。

357ページをお願いいたします。

11款3項1目公立学校施設災害復旧費124万2,780円は、令和4年1月の地震により被災した由布院小学校及び湯布院中学校の調査・設計委託費が主なものとなります。

繰越明許費2,157万1,000円は、由布院小学校と湯布院中学校の外壁工事に係る事業費ですが、査定が遅れ、年度内の完了が困難になったため、翌年度へ繰り越すこととしております。

以上で、詳細説明を終わります。お願いします。

○議長（長谷川建策君） 次に、学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター長（麻生 久君） 学校教育課長です。詳細説明をいたします。

291ページをお願いします。

10款1項3目の教育指導費につきましては、学校教育課配置の事務補助員の報酬が主なものでございます。

地域と協働する学校づくり推進事業は、指導主事の報酬、由布市教育研究協議会運営に係る費用が主なものでございます。

学力向上推進事業は、複式学級を解消するために配置した担任の報酬、小中学校の総合学力調査の実施に係る費用が主なものでございます。

293ページをお願いいたします。

学校職場環境づくり推進事業は、小中学校校務員の報酬、教職員の健康診断の委託料、小中学校の校務支援システム使用に係る費用が主なものでございます。

豊かな心の育成推進事業は、小中学校図書司書の報酬、学級満足度調査に係る費用が主なものでございます。

健やかな体の育成推進事業は、中学校部活動指導員の報酬、園児、児童生徒の災害共済保険料、児童生徒の心臓検診や尿検査の委託料が主なものでございます。このうち、部活動指導員補助金134万4,000円を本事業に充当しております。

295ページをお願いいたします。

特別支援教育充実事業は、小中学校の特別支援員の報酬が主なものでございます。

教育相談体制充実事業は、スクールソーシャルワーカーや適応指導教室コスモス指導員の報酬、コスモス運営に係る費用が主なものであります。スクールソーシャルワーカー活用事業補助金264万4,992円を本事業に充当しております。

新型コロナウイルス緊急対策事業（学校教育）は、消毒等の援助を行うスクールサポートスタッフの報酬、学校のコロナ対策に係る消耗品や備品購入費が主なものでございます。

学校保健特別対策事業費補助金 403万6,000円及びスクールサポートスタッフ補助金 1,015万3,000円を本事業に充当しております。

297ページをお願いします。

10款1項4目の中高一貫教育推進費の人材育成教育推進事業は、小学校ALTの報酬、中学校ALTや由布学チャンネル動画編集の委託料、由布高校生の通学補助金や資格検定補助金が主なものでございます。

299ページをお願いいたします。

10款2項2目の学校管理費は、小学校10校の光熱水費等運営管理に係るものでございます。各学校並びに支援センターの内訳が備考に記載されております。

305ページをお願いします。

10款2項3目の教育振興費の教育振興費（小学校）は、小学生の就学援助費です。

由布川小学校振興事業から、307ページの小学校支援センター振興事業までにつきましては、各小学校の図書教材、備品等の購入費となっております。

311ページをお願いします。

10款3項2目の学校管理費は、中学校3校の光熱水費等運営管理に係るものでございます。学校ごとの内訳が備考に記載されております。

313ページをお願いします。

10款3項3目、教育振興費の教育振興費（中学校）は、中学生の就学援助費です。

315ページをお願いします。

挾間中学校振興事業から、湯布院中学校振興事業までは、各中学校の図書教材、備品等の購入費となっております。

317ページをお願いします。

10款4項1目の幼稚園総務費の幼児教育充実事業は、幼稚園の臨時講師等の報酬が主なものでございます。

10款4項2目の幼稚園管理費は、各幼稚園の光熱水費等の運営管理に係るものでございます。幼稚園ごとの内訳が備考に記載されております。

325ページをお願いします。

10款5項1目の学校給食費は、学校給食センター運営管理の経費となっています。新型コロナウイルス緊急対策事業（学校給食）は、学校給食の食材高騰対策に係る費用が主なものでございます。1,440万円を本事業に充当しております。

以上で、学校教育課の説明を終わります。

○議長（長谷川建策君） 次に、社会教育課長。

○社会教育課長（吉倉 芳恵君） 社会教育課長です。主な事業につきまして、詳細説明をいたします。

最初に、複数の事業費に充当している歳入について説明をいたします。

決算書42ページ、43ページをお開きください。

15款1項5目教育使用料、区分2公民館使用料587万5,479円は、5館の公民館使用料でございます。

続きまして、84ページ、85ページをお開きください。

22款5項2目雑入です。その中の社会教育課の198万5,759円は、各公民館の教室等の受講料や、自動販売機の設置料が主なものでございます。

続きまして、歳出の説明をいたします。

324ページ、325ページをお開きください。

10款6項1目社会教育総務費の生涯学習振興事業70万8,030円は、社会教育委員の報酬、学びの情報誌の印刷製本費等が主なものでございます。

327ページをお開きください。

協育支援対策事業の129万5,000円は、青少年健全育成市民会議補助金が主なものでございます。

次の地域協育推進事業1,036万7,352円は、7節報償費、謝金の各社会教育講座の講師謝金298万959円、12節委託料の3地域の放課後子ども教室の運営委託料721万5,150円が主なものとなっております。このうち、放課後子ども教室運営業務委託料721万5,150円に対して、県の地域教育力向上支援事業費補助金674万1,000円を充当しています。

次の社会教育活動推進事業の621万9,034円は、成人式に係る記念品や自治公民館活動補助金310万8,201円、自治公民館等整備補助金93万9,000円が主なものでございます。

次の人権教育推進事業の14万1,380円は、人権講座の講師に係る謝金などが主なものでございます。

次に、329ページをお開きください。

新型コロナウイルス緊急対策事業（社会教育）、967万8,280円は、主にはさま未来館のトイレの改修です。12節委託料、設計費118万8,000円。14節工事請負費752万8,000円が主なものとなっております。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金867万円を充当しております。

次の読書活動推進事業の31万2,673円は、読み聞かせボランティアの謝金や物語づくり

作品集の印刷製本費などが主なものでございます。

次に、３２８ページ、３２９ページ下段を御覧になってください。

２目公民館費でございます。公民館連携事業の２,１５９万２,４２８円は、各公民館の会計年度任用職員の報酬と、各公民館の修繕費に係るものが主なものでございます。

３３１ページをお願いします。

挾間公民館事業の３,１７９万９,３１１円は、挾間公民館に係る施設管理費や主催事業に係る経費でございます。このうち、挾間公民館事業に対して、教育使用料、保健体育施設使用料のトレーニングルームの使用料１８６万３,７３０円と、財産運用収入、ネーミングライツ収入５０万円。教育使用料、公民館使用料の一部、雑入の一部を充当しています。

次に、庄内公民館事業の１,０９６万７,３２８円は、庄内公民館に係る施設管理や主催事業に係る経費でございます。教育使用料・公民館使用料の一部、雑入の一部を充当しています。

３３３ページをお開きください。

湯布院公民館事業の２８４万９,８４２円は、湯布院公民館に係る施設管理や主催事業に係る経費でございます。教育使用料・公民館使用料の一部、雑入の一部を充当しております。

３３５ページをお開きください。

体験活動事業２５万９,４７０円は、わんぱくサマーチャレンジ青少年リーダー育成に係る経費でございます。

次に、川西公民館事業の２６９万４,４３２円は、川西地区公民館に係る施設管理や主催事業に係る経費でございます。

次の湯平公民館事業の１８６万５,２８４円は、湯平地区公民館に係る施設管理や主催事業に係る経費でございます。共に、教育使用料・公民館使用料の一部、雑入の一部を充当しております。

次に３３８ページ、３３９ページをお開きください。

３目図書館費の図書館事業の３,８０１万５,３０５円は、１節報酬の各図書館司書の報酬２,６８５万３,９９７円や、１７節備品購入費、各図書館の図書の購入費５７７万２,７４３円などが主なものでございます。このうち、図書購入費５７７万２,７４３円に対して、指定寄附金、教育費寄附金１０２万円と、雑入の一部を充当しております。

次に、４目文化財保護費の文化財保存継承推進事業の５５７万２,８６７円は、文化財調査委員の報酬や旧日野医院の維持管理に係る経費が主なものでございます。雑入の一部を充当しています。

３４１ページをお開きください。

文化振興事業の６５万９２６円は、後藤檜根記念事業や文化振興に係る補助金などが主なもの

でございます。

文化財活用促進事業の１８万７，２００円は、南蛮文化交流に係る負担金などが主なものでございます。

次の５目交流体験施設費の交流体験施設維持管理事業の４８２万１，３３３円は、庄内ゆうゆう館の施設管理に係る経費が主なものでございます。教育使用料、交流体験施設使用料１５万１，３００円と、雑入の一部を充当しております。

３４２、３４３ページをお開きください。

６目歴史民俗資料館費の歴史民俗資料館維持管理事業の１１２万５，１８２円は、歴史民俗資料館の管理委託料と施設の維持管理に要する経費が主なものでございます。雑入の一部を充当しております。

以上で、社会教育課の決算詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（米津 康広君） スポーツ振興課長です。主な事業につきまして、詳細説明をいたします。

３４５ページをお願いいたします。

１０款７項１目保健体育総務費の３３２万３，２３８円につきましては、会計年度任用職員１名分の報酬や事務に要した経費でございます。

スポーツ大会交流事業の１８節負担金、補助及び交付金２６０万円は、湯布院ＳＰＡ健康リレーマラソン大会への補助金でございます。

競技スポーツ振興事業の１，１５４万３，４７１円は、由布市スポーツ協会及び３地域のスポーツ協会に対する補助金が主な支出でございます。

３４７ページをお願いします。

１０款７項２目体育施設費につきましては、スポーツ振興課が管理しています体育施設の維持管理に係る事業予算でございます。

スポーツ施設管理事業４，３４９万８７円につきましては、Ｂ＆Ｇ海洋センターとスポーツセンターを除いた施設の光熱水費や清掃料の委託が主なものでございます。使用料と雑入を充当しています。

３４９ページは、Ｂ＆Ｇ海洋センターの管理事業費になります。会計年度任用職員の報酬、光熱水費、清掃機械の保守点検、受付管理等の委託料が主なものでございます。

その下、スポーツセンター施設管理事業は、スポーツセンターの管理事業で会計年度任用職員１名分の報酬及び光熱水費、施設の保守点検、機械の保守点検の委託料が主なものでございます。

３５１ページをお願いします。

スポーツ施設整備事業は、体育施設に係る改修工事に要した経費でございます。令和４年度は、湯布院スポーツセンターの外壁改修工事、庄内総合運動公園の外壁工事で、このうち、庄内総合運動公園につきましては過疎債を充当しています。

続きまして、新型コロナウイルス緊急対策事業（保健体育）は、庄内総合運動公園複合遊具設置工事で、２，４８６万円となっております。

最後に３５７ページをお願いします。

１１款３項３目体育施設災害復旧費です。２２９万９，０００円は、令和４年９月に発生した台風１４号によって被災した挾間町の中須賀グラウンドの災害復旧工事の経費でございます。

以上で、スポーツ振興課に係る詳細説明を終わります。よろしくお願いします。

○議長（長谷川建策君）　ここで暫時休憩します。再開は１５時２０分とします。お願いします。

午後３時１１分休憩

.....

午後３時２０分再開

○議長（長谷川建策君）　再開します。

次に、認定第２号について詳細説明を求めます。水道課長、お願いします。

○水道課長（衛藤　武君）　水道課長です。認定第２号、令和４年度水道事業会計収支決算書の認定について詳細説明をします。

地方公営企業法第３０条の規定により、令和４年度由布市水道事業会計収支決算の認定について、監査委員の意見を付して議会の認定を求める。

令和５年９月５日提出、由布市長。

それでは、１ページ目をお願いいたします。

水道事業決算報告書です。なお、消費税及び地方消費税を含んだ数字となっております。

最初に収益的収入及び支出です。これは、経営状況を示す損益取引、全ての収益及び費用を計上したものです。上段の表は、収益的収入の表です。

第１款水道事業収益、決算額は９億５７８万３，７５８円でございます。

第１項営業収益ですが、６億１，９０４万４，２８３円。前年度に比べて消費税抜きの金額で、２，２８０万９５７円の増となっております。その主な要因としまして、コロナ禍においても行動制限等が緩和され、経済活動が徐々に再開されたことで、使用水量が増加したことに伴い水道料金の増につながったことによるものと考えられます。

次に、第２項営業外収益です。２億８，６７３万２，２１５円。前年度に比べて、１，７８３万７，９０７円の減となっております。その主要な原因としまして、水道台帳整備補助金が前年度で終了したことによる減と、旧簡易水道事業減価償却費相当分等の減によるものでございます。

続きまして、下段の表、収益的支出です。第2款水道事業費用、決算額は7億9,139万3,995円でございます。

第1項営業費用ですが、7億3,610万2,838円で、消費税抜きの金額で前年度に比べ、1,177万6,683円の減となっております。その主な要因としまして、電気代高騰により電力費等は増となっておりますが、昨年途中に挾間地域管網解析業務終了と、会計システム及び料金システムの更新業務が終了に伴う委託料の減によるものでございます。

次に、第2款営業外費用ですが、5,474万6,147円、前年度に比べて消費税抜きの金額で、462万6,968円の減です。その主な要因としては、企業債利息の減によるものです。

次に、第3項特別損失について、54万5,010円ですが、主なものとして、漏水等による過年度水道料金還付金等になります。

次に、2ページ目をお願いします。

資本的収入及び支出です。これは、建設改良に伴う借入金である企業債や施設・管路の更新工事等の建設改良費等の資産の増減に関わる収入、支出が計上されております。

上段の表、収入、第3款資本的収入、決算額は2億4,137万2,914円、前年度に比べて1,800万9,473円の減となっております。

その主な要因としまして、道路改良工事に伴う配水管工事等の繰越しに伴う企業債及び工事負担金の減によるものでございます。

下段の表、支出、第4款資本的支出、決算額は5億6,919万597円です。前年度に比べて2,818万3,991円の増となりました。主な要因としましては、企業債償還金の増によるものでございます。

収入が支出に対して不足する補填については、下段の枠外の記載をしております。資本的収入が資本的支出に対して不足する額、3億2,781万7,683円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,772万8,817円、前年度からの繰越し工事資金450万円、過年度分損益勘定留保資金2億3,068万966円、当年度分損益勘定留保資金7,490万7,900円で補填しました。

続きまして、3ページ目、損益計算書を御覧ください。

こちらは、令和4年度の水道事業の経営状況を示すものです。こちらの金額は、消費税抜きの金額です。

左側の2営業費用の一番下、営業損失1億4,935万5,485円と、右側の営業外費用の上から5行目、営業外利益2億4,602万8,707円を差し引きした額が、一段下の経常利益9,667万3,222円となります。

この経常利益に、5特別利益と、6特別損失を合算した下から3行目、当年度純利益は

9,618万4,357円となり、令和3年度に引き続き黒字決算となっておりますが、左側下から4行目、3営業外収益、(2)他会計補助金1億5,452万円が一般会計から繰り入れられていることを付け加えさせていただきます。

当年度純利益に、前年度繰越利益剰余金を含めた当年度未処分利益剰余金は、2億5,821万2,036円となっております。

次に、4ページから7ページ目については、貸借対照表及び剰余金計算書です。

4ページ目をお開きください。

こちらの貸借対照表は、令和5年3月31日現在の資産と負債、資本の状況を示すものです。

右側、上から9行目、資産合計81億5,388万3,949円と、5ページ目一番下の負債、資本の合計が合致をしております。

6ページ目をお願いします。

剰余金計算書については、5ページ目の資本の部の推移一覧となっております。

7ページ目は、令和4年度由布市水道事業剰余金処分計算書(案)です。先ほどの3ページ、令和4年度由布市水道事業損益計算書の末尾の当年度未処分利益剰余金2億5,821万2,036円について、減債積立金の積立として1億5,000万円を積立処分します。この処分を行うことで、収益的収支で発生した黒字を、次年度以降資本的収支の不足分の財源にすることができます。使用目的は、今後発生 of 企業債償還の財源に使用いたします。

未処分利益剰余金の処分後残高1億821万2,036円を繰越利益剰余金として処理をいたします。

8ページ目は、重要な会計の方針を記載したものです。

9ページ目から13ページ目は事業報告書になります。

続きまして、14ページ目は、キャッシュ・フロー計算書で、現金の変動に関する情報を示したものです。一番下の資金期末残高が4億5,954万7,667円です。前年度に比べて現金が1,010万2,035円減少しております。

なお、この資金期末残高は、4ページ貸借対照表右側の上から2番目の流動資産、(1)現金、預金と合致をしております。

続きまして、15ページから26ページは、収益的収入及び支出の明細書でございます。

27ページから31ページは、資本的収入及び支出の明細書でございます。

32ページから40ページは、固定資産の明細書及び企業債の明細を付けております。

41ページ目は、基金運用状況調書です。

42ページ目には、繰越計算書を添付しております。それぞれ御一読のほどよろしくお願いたします。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、ただいま詳細説明がありました認定第1号及び認定第2号の審査結果について、代表監査委員の報告を求めます。大塚代表監査委員。

○代表監査委員（大塚 裕生君） 代表監査委員の大塚です。それでは、認定第1号、令和4年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について、並びに認定第2号、令和4年度由布市水道事業会計収支決算の認定についての審査結果を御報告いたします。

最初に、地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により、令和5年6月26日に市長から依頼されました、令和4年度由布市一般会計特別会計の歳入歳出決算と基金の運用状況についての審査結果を御報告をいたします。

審査では、各会計の歳入歳出決算書や基金の運用状況調書の計数が、各所管課の保管する帳簿と合致しているのかの確認をいたしました。

また、予算の執行状況など決算の詳細について、関係職員からの聴き取りを行いました。

審査の結果、令和4年度一般会計特別会計の歳入歳出決算とその付属書類は関係法令に準拠して作成されていました。表示されている係数も関係する帳票や証拠書類と合致しており、適正・妥当であると認められました。

また、各会計の歳入歳出予算も適正に執行されていると認められました。

令和4年度の決算は、一般会計と特別会計を合わせた歳入決算額が324億1,387万9,000円、歳出決算額が313億3,629万9,000円と、前年度に比べて歳入は4億7,606万円、1.5%の増加、歳出も5,354万9,000円、0.2%の増加となりました。

財政力指数は0.413で、前年度に比べて0.01ポイント僅かではありますが低下しております。また、経常収支比率については95.7%と前年度に比べて6.4ポイント上昇しております。

一般会計の市債の発行残高は225億2,207万7,000円と、前年度に比べて2億7,707万8,000円、1.2%減少しています。

基金の現在高は、財政調整基金の繰出しなどにより8,655万2,000円減少しております。

決算審査意見書49ページからの結びでは、今回の審査における所見を述べています。不用額や補助金について、また、施設の老朽化対策や未収金対策について取組を求めています。

今後も、厳しい状況が続くものと見込まれますが、限られた財源で効果的な成果を上げられるよう、行政運営に努めていただきたいと思います。

続きまして、由布市水道事業会計決算審査の結果を御報告いたします。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、令和5年5月30日に市長から由布市水道事業会計の審査の依頼がありました。

審査では、水道事業会計決算書とその付属書類などが地方公営企業法やその他の関係法令に基づいて作成されているかを確認いたしました。また、事業の経営成績や財政状況を適正に表示しているかを検証し、経営内容も把握するために計数の分析も行いました。さらに、予算の執行状況や未収金対策が適切に行われているかなど、決算の詳細について関係職員からの聴き取りを行いました。

審査の結果、審査に付された決算報告書、財務諸表は地方公営企業関係法令に準拠して作成されており、会計帳簿や証拠書類とも合致しており、適正と認められました。

水道事業会計の決算を総括いたしますと、まず、給水状況につきまして、年間配水水量に対する年間有収水量の割合を示す有収率は70.4%で、前年に比べ1.1ポイント上昇しています。有収率向上に向けた効果的な対策を引き続き行う必要があると考えます。

次に、供給単価と給水原価についてですが、その差、つまり1立方メートル当たりの供給収益はマイナス32.33円と、前年度より10.97円改善しています。供給単価と給水原価の差は前年度より縮まったものの、依然として水を供給すればするほど赤字が拡大する状況が続いております。

令和4年度決算については、これまでと同様に厳しい経営状況であり、一般会計から繰入金によって経営を維持できる状況であります。今後も、老朽管の更新など多額の費用がかかることが予測されることから、経営改善に早急に取り組む必要があると考えられます。

また、長年検討が重ねられてきました水道料金の改定に関しましては、昨年の12月議会で条例が改正されました。令和6年1月から実施されることとなりました。円滑な意向に向けた取組を着実に進めていただきたいと思います。

以上で、令和4年度の一般会計、特別会計、水道事業会計の決算審査の報告といたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、承認第7号及び承認第8号について、続けて詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（大久保 暁君） 財政課長です。承認第7号について詳細説明をいたします。

承認第7号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年度由布市一般会計補正予算（第4号）について別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年9月5日提出、由布市長。

裏面の専決処分書を御覧ください。

特に緊急を要するため、令和5年6月30日付で専決処分を行っております。

では、一般会計補正予算をお願いいたします。

令和5年度由布市一般会計補正予算（第4号）。

令和５年度由布市の一般会計補正予算（第４号）は、次の定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２億１７１万８,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２１２億９,３８７万円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正による。

第２条、地方債の追加及び変更は、第２表地方債補正による。

令和５年６月３０日専決、由布市長。

１ページから第１表歳入歳出予算補正です。歳入歳出款項ごとに補正額を計上しております。

３ページをお願いします。

第２表地方債補正です。林業施設災害復旧事業の追加及び公共土木施設災害復旧事業の変更をお願いしております。

次に、４ページからは補正予算事項別明細書となっております。

７ページをお願いいたします。

歳入でございます。２０款１項１目２節基金繰入金７,１１１万８,０００円は、本補正の収支の均衡を図るため、財政調整基金からの繰入れを増額しております。

なお、特定財源として歳出課目に充てられるものは、歳出の項目で説明させていただきます。

９ページをお願いいたします。

歳出でございますが、令和５年７月大雨災害による災害関連の対策費となっております。

９款１項１目常備消防費及び、３目災害対策費は、主に災害対応に係る職員手当となっております。防災・減災・費用保険に加入していることから、時間外手当に支払われる保険金を雑入として受け入れ充当しております。

１１款１項１目、区分１、農業用施設災害復旧費は、農地や施設などの農業施設災害復旧の査定に向けた測量設計委託料１,５００万円や、国庫補助金事業の対象とされない農地等の災害復旧を実施した方に対する農地等災害復旧事業補助金及び被災した農業用施設等で緊急な土砂等の除去に対する単独災害復旧事業補助金３,４００万円となっております。

１１ページをお願いします。

１１款１項２目、区分１、林業施設災害復旧費は、林道等へ流出した土砂・倒木等の緊急除去工事２００万円となっております。この緊急除去工事に対しては、林業施設災害復旧事業債を充当しております。

１１款２項１目、区分１、公共土木施設災害復旧費については、三角コーンや予告板などの消耗品１０万円、市道７件の公共土木施設災害復旧の査定に向けた測量設計業務委託料１,５００万円、市道４０か所へ流入した土砂・倒木の緊急除去工事１億２,６７０万円となっております。

なお、市道奥倉線における行方不明者の捜索に係る費用を含んでおります。この緊急除去工事に対しては、公共土木施設災害復旧事業債を充当しております。

1 1 款 3 項 2 目、区分 1 4、工事請負費は、庄内総合公園内芝広場の地盤陥没を修復する工事費となっております。

1 3 ページをお願いします。

1 1 款 3 項 3 目、区分 1 0、需用費は、湯布院スポーツセンターの給水施設が落雷により故障したことによる修繕工事でございます。

承認第 7 号の説明は以上でございます。

次に、承認第 8 号について詳細説明をいたします。

承認第 8 号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、令和 5 年度由布市一般会計補正予算（第 5 号）について別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 5 年 9 月 5 日提出、由布市長。

裏面の専決処分書を御覧ください。

特に緊急を要するため、令和 5 年 8 月 3 日付で専決処分を行っています。

では、一般会計補正予算をお願いします。

令和 5 年度由布市一般会計補正予算（第 5 号）。

令和 5 年度由布市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次の定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2, 4 9 1 万 5, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 1 3 億 1, 8 7 8 万 5, 0 0 0 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

令和 5 年 8 月 3 日専決、由布市長。

1 ページから第 1 表歳入歳出予算補正です。歳入歳出の款項ごとに補正額を計上しております。

次に、3 ページからは補正予算事項別明細書となっております。

6 ページをお願いいたします。

歳入でございます。2 0 款 1 項 1 目 2 節基金繰入金 2, 4 8 9 万円は、本補正の均衡を図るため、財政調整基金からの繰入を増額しております。特定財源として歳出科目に充てられるものは、歳出の項目で説明させていただきます。

8 ページをお願いいたします。

歳出でございます。3 款 1 項 1 目、区分 1、新型コロナウイルス緊急対策事業（福祉医療）は、大分県の 7 月補正予算成立に伴い、大分県が事業を実施しています物価高騰対策です。電気ガス

及び食料品等の物価高騰に直面しています、高齢者施設や障害者施設及び幼児保育施設等を補助するもので、補助額の2分の1を市が負担し、負担金として県に支出するものです。財源は、国庫補助金を充当予定としております。

3款1項1目、区分1、新型コロナウイルス緊急対策事業（高齢者福祉）は、大分県が行う社会福祉施設等の物価高騰対策の対象にならない有料老人施設においても同様に支援するものです。財源は、国庫補助金を充当予定としております。

3款2項1目、区分1、新型コロナウイルス緊急対策事業（児童福祉）は、有料老人施設と同様に、社会福祉施設等の物価高騰対策の対象にならない子ども食堂や児童養護施設においても市として同様に支援するものです。財源は、国庫補助金を充当予定としております。

10ページをお願いいたします。

9款1項3目、区分1、災害対応事業は、令和5年9月大雨災害により被災された方に速やかに支給ができるようにするため計上するものです。この災害被災者住宅再建支援事業補助金に対して、2分の1の県補助金を充当しております。

以上で、説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、議案第59号について詳細説明を求めます。庄内振興局長。

○庄内振興局長兼地域振興課長（佐藤 俊吾君） 庄内振興局長です。議案第59号について詳細説明をいたします。

議案第59号、由布市過疎地域持続的発展計画の変更について。

由布市過疎地域持続的発展計画の変更について、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年9月5日提出、由布市長。

由布市過疎地域持続的発展計画につきましては、令和3年度から令和7年度の計画を策定しており、今回、大分県が事業主体である事業の名称が変更されたことに伴い、本計画に記載されている事業名を変更するものでございます。

改正内容については、裏面の改正文を御覧ください。

3、産業の振興（3）計画の表中「経営体育成整備事業（柚ノ木地区）」を「水田畑地化推進基盤整備事業」に変更するものでございます。

次のページは、新旧対照表でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、議案第60号について詳細説明を求めます。子育て支援課長。

○子育て支援課長（後藤 昌代君） 子育て支援課長です。議案第60号について詳細説明をいたします。

議案第60号、由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和5年9月5日提出、由布市長。

裏面を御覧ください。今回の改正は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正により、第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改めるものでございます。

以上で、詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、議案第61号について詳細説明を求めます。総合政策課長。

○総合政策課長（一法師良市君） 総合政策課長です。議案第61号について詳細説明をいたします。

議案第61号、豊後大野市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について。

地方自治法第244条3第2項の規定に基づき、次のとおり豊後大野市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関し協議することについて、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年9月5日提出、由布市長。

本議案につきましては、大分都市広域圏において、圏域全体の生活関連機能サービスの向上を目指す中で、基本連携項目として、公共施設の相互利用の促進を掲げ、圏域内の体育・文化施設等の相互利用を図り、圏域内の住民の利便性向上につなげていくための協議、調整を行うとともに、相互利用を促進する公共施設案内予約システムの共同利用を行っており、これまでの運用に加え、新たに豊後大野市が設置する三重全天候型運動場の相互利用について協議が整ったことから、大分都市広域圏における7市1町間での協議内容を踏まえ、本市の住民の利用に供させるため、地方自治法第204条の3第2項に基づく協議について、議会の議決を求めるものでございます。

利用方法につきましては、当該施設の条例、規則に定めた方法によることとし、利用に係る経費につきましては、施設の所在する豊後大野市が負担することとなっております。

以上で、詳細説明を終わります。

○議長（長谷川建策君） 次に、議案第62号について詳細説明を求めます。農林整備課長。

○農林整備課長（岡 公憲君） 農林整備課長です。議案第62号、字の区域の変更について詳細説明をいたします。

本市の字の区域を別記のように変更したいので、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年9月5日提出、由布市長。

資料の裏面を御覧いただきたいと思います。編入される区域の内訳のほかに、資料後半に字図を載せております。字図の表面が旧字図、裏面が圃場整備後の字図でございます。黒い太線が変更の承認を求める字の境界線でございます。新たに区画割りされた圃場とともに、字の境界でありました里道水路も整備されたことにより、大字北大津留内の字界、いわゆる小字の境界変更が生じたものでございます。

以上です。

○議長（長谷川建策君） 次に、議案第63号について詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（大久保 暁君） 財政課長です。議案第63号について詳細説明をいたします。

議案第63号、令和5年度由布市一般会計補正予算（第6号）。

令和5年度由布市の一般会計補正予算（第6号）は、次の定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,520万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ216億1,398万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正による。

第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正による。

令和5年9月5日提出、由布市長。

1ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正です。2ページにかけて歳入歳出款項ごとの補正額を計上しております。

3ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為補正です。

市民提案型連携協働事業の令和5年度採択分及び令和6年度採択分の2件について、記載の期間、限度額、債務負担行為を追加するものでございます。

4ページをお願いいたします。

第3表地方債補正です。臨時財政対策債ほか5件の変更をお願いしておりまして、地方債の補正後の限度額合計は15億3,142万7,000円となっております。

5ページからは補正予算事項別明細書となります。

8ページをお願いいたします。

歳入でございます。まず、11款1項1目地方特例交付金の減収補填特例交付金及び12款1項1目地方交付税の普通交付税は額の確定に伴う補正でございます。

10ページをお願いします。

19款1項2目1節指定寄附金280万円は、企業版ふるさと納税10者によるものです。

20款1項1目1節他会計繰入金3,778万5,000円は、令和4年度決算に伴う介護保険特別会計からの過年度精算に伴う繰入金です。

また、2節基金繰入金の2億3,238万9,000円の増額は、本補正の均衡を図るため、財政調整基金からの繰入を増額をしております。

12ページをお願いします。

13款1項1目1節地方債臨時財政対策債は、発行可能額の確定に伴い減額をしております。その他、特定財源につきましては、歳出の項目で説明をさせていただきます。

14ページをお願いいたします。

歳出でございますが、主な事業を中心に御説明をさせていただきます。

まず、2款1項6目、区分3、地方公共交通事業は、由布市タクシー協会に運行委託しています区間について、令和5年7月12日から大分県のタクシー運賃が改定され委託料の不足が発生することから増額を行うものです。

16ページをお願いいたします。

2款1項6目、区分4、由布市に住みたい事業は、移住機運の高まりを背景に移住者が増加傾向にあることから申請により、移住支援金及び空き家バンク登録物件改修費補助金を増額しており、特定財源として県補助金を充当しております。

2款1項9目、区分1、地域コミュニティ形成促進事業（庄内）は、大津留まちづくり協議会に対し特産品の開発等自主財源確保に向けた取組として、小規模集落等支援事業費補助金を計上するものです。特定財源として県補助金を充当しております。

区分2、旧湯布院公民館跡地整備事業は、旧湯布院公民館跡地の整備に向けて、市民説明会やパブリックコメントを踏まえた内容となるよう、公民館跡地設計委託費の増額をするものです。

18ページをお願いいたします。

2款1項10目、区分3、防犯体制確立事業は、近年多発しています特殊詐欺に対応するため、防犯機能を有した電話機の買い替えを促進する目的で、特殊詐欺等防止機能付き電話機購入補助金として200万円を計上しております。特定財源として、県補助金の充当及び国庫補助金を充当予定としております。

2款3項1目、区分1、戸籍住民基本台帳電算システム整備事業は、自治体DXの推進を図る中、戸籍の標準化を図るため、データの修正を伴い標準準拠システムの移行前の補修業務となり

ます。特定財源として全額、国庫補助金を充当しております。

20ページをお願いいたします。

3款1項1目、区分1、新型コロナウイルス緊急対策事業（社会福祉）は、住民税非課税世帯に対する給付金の対象者基準が昨年度と変更になったことから増額しており、特定財源として国庫補助金を充当予定としております。

22ページをお願いいたします。

3款2項1目、区分1、児童福祉総務費は、市町村子ども子育て支援事業計画を策定する際に必要となるニーズ調査になります。前回と同様に、共同調査で大分県が実施するため計上するものです。

次に、24ページになります。

区分2、新型コロナウイルス緊急対策事業（児童福祉）は、子育て世代の負担軽減のため、おむつの購入補助として1人当たり2万円を補助する、由布市すくすくおむつクーポン券配付事業補助金を計上するものです。特定財源として国庫補助金を充当予定としております。

3款3項1目、区分2、生活困窮者自立支援事業は、新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響により、支援ニーズの拡大により事業量の増加が認められる地域の生活困窮者支援に取り組むNPO法人や社会福祉法人等の民間団体において、1団体当たり50万円の範囲で活動経費を支援する、生活困窮自立支援機能強化事業補助金を計上するものです。特定財源として県補助金を充当しております。

28ページをお願いいたします。

4款1項5目、区分1、水道未普及地域改善事業は、由布市庄内町中の水道組合が管理する水道施設が老朽化により断水が発生するので、水道管の布設替えを行うため、水道施設整備補助金を計上するものです。

30ページをお願いいたします。

6款1項3目、区分2、災害対応事業は、令和5年7月大雨により被災した市内水産業者の早期復旧に向けて、県の農林水産業施設等復旧支援事業費補助金を活用し、生産施設及び関連施設の復旧を図るものです。財源負担としては、県補助金3分の1、市3分1となっております。

6款1項5目、区分1、県営基盤整備事業は、県営6事業12地区における県営基盤整備事業負担金の金額が確定したことによる令和5年度負担金となります。

6款2項1目、区分1、鳥獣被害総合対策事業は、湯布院に設置していますドロップネット及び囲いわなの撤去に対する由布市鳥獣被害防止対策協議会補助金になります。

なお、撤去後、大分県鳥獣被害防止総合支援事業を活用し、設置を行う予定としております。

34ページをお願いいたします。

8 款 2 項 2 目、区分 2、道路整備事業（単独事業）は、市道中村柏野循環線の用地買収が終了した区間において、早期着工をするため道路改良工事となります。

8 款 5 項 1 目、区分 1、一般住宅耐震化等助成事業は、木造住宅の耐震化助成制度を活用し、耐震診断を受けた方からの申請による住宅耐震改修補助金 4 件分を計上しており、耐震改修費の 5 分の 3、最高で 1 2 0 万円までを国・県・市で負担することとしております。

3 8 ページをお願いいたします。

1 0 款 2 項 1 目、区分 1、小学校施設管理事業は、庄内町旧大津留小学校体育館の L E D 化を行うもので、令和 3 年に水銀灯の製造が禁止されたことに伴い、取り替えが困難になってきたことから、照明の L E D 化を行う請負工事費 1 8 7 万円及び挟間小学校特別支援教室に間仕切りを設置するための工事請負費 8 8 万円となります。

1 0 款 3 項 1 目、区分 1、学校総務費は、設置から 4 5 年が経過し、ひび割れ等が発生している由布市立挟間中学校プールの全面改修を行い、来年度の授業に間に合わせるため、工事請負費を計上するものです。財源として市債を充当しております。

4 0 ページをお願いいたします。

1 0 款 6 項 2 目、区分 1、公民館連携事業は、はさま未来館の非常放送設備及び自動消火報知器設備が、開館から 2 3 年が経過していることから、設備を更新するため請負工事費を計上するものです。

4 4 ページをお願いいたします。

1 1 款 2 項 1 目、区分 1、公共土木災害復旧費は、令和 5 年 7 月大雨災害による公共土木災害復旧工事及び単独災害復旧工事の増額によるものです。特定財源として国庫補助金を充当しております。

1 2 款 1 項 1 目、区分 1、元金は、令和 4 年度借入分について当初、据え置きなしの 2 0 年償還を予定をしておりましたが、近年の借入利率の上昇傾向を考慮し、将来にわたる償還金総額を抑えるため、償還年数を 1 0 年に変更し借り入れたことから、これに伴う元金償還金の不足を増額するものです。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、議案第 6 4 号及び議案第 6 5 号を続けて詳細説明を求めます。保険課長。

○保険課長（砂田 剛士君） 保険課長でございます。議案第 6 4 号について、説明いたします。

議案第 6 4 号、令和 5 年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）。

令和 5 年度由布市の国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次の定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 2, 4 3 3 万 6, 0 0 0 円を追加し、歳入

歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４１億９，５２３万１，０００円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正による。

令和５年９月５日提出、由布市長。

今回の補正につきましては、令和４年度決算による繰越金及び交付金等の額の確定に伴う返還金についての予算措置が主な内容でございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書により説明させていただきます。

財源につきましては６、７ページの歳入も併せてお願いいたします。

それでは、８、９ページをお願いいたします。

４款２項１目保健衛生普及費でございますが、会計年度職員の報酬等１４万８，０００円の減額としております。歳入の県補助金、保険者努力支援制度交付金を減額しております。

５款１項１目基金積立金２，８２８万５，０００円でございますが、令和４年度決算における繰越金を財源として国民健康保険基金に積立てるものでございます。

７款１項５目保険給付費等交付金償還金でございますが、令和４年度の国民健康保険給付費交付金及び保険者努力支援交付金が確定いたしまして、その精算金の支払いが生じたため、９，１５８万円の増額でございます。この精算金につきましては、その他繰越金を財源としております。

１０、１１ページをお願いいたします。

７款１項８目特定健康診査等負担金償還金でございますが、令和４年度の特定健康診査等精算金が確定いたしまして、その精算金の支払いが生じたための４６１万９，０００円の追加でございます。償還金につきましては、その他繰越金を財源としております。

６、７ページをお願いいたします。

歳入の、１０款２項１目の基金繰入金６，７９１万４，０００円でございますが、国民健康保険基金からの取り崩しを行います。

続いて、１１款１項２目その他繰越金、５，６５７万円でございますが、令和４年度の繰越金でございます。

以上で、議案第６４号の説明を終わります。続きまして、議案第６５号について御説明いたします。

議案第６５号、令和５年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）。

令和５年度由布市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２０７万１，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５億５，１４５万８，０００円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和5年9月5日提出、由布市長。

今回の補正は、令和4年度の決算に伴う繰越金の予算措置であります。

歳入歳出補正予算事項別明細書により説明させていただきます。

6、7ページをお願いいたします。

歳入の4款1項1目繰越金と、次の8、9ページの歳出4款1項1目予備費に207万1,000円を追加し、補正後の額といたしましては、繰越金を207万2,000円、予備費を217万3,000円とするものでございます。

以上で、議案第65号の詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、議案第66号について説明を求めます。高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（工藤 由美君） 高齢者支援課長です。議案第66号について詳細説明をいたします。

議案第66号、令和5年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）。

令和5年度由布市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,116万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億5,273万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和5年9月5日提出、由布市長。

まず、歳入ですが、事項別明細書6、7ページをお願いいたします。

下から2段目、7款1項4目低所得者保険料軽減繰入金は、5年度の負担金決定に伴い差額分を減額するものでございます。

7款2項1目介護給付費準備基金繰入金は、財源の不足分を介護給付費準備基金より補正財源として繰り入れるものです。

8、9ページをお願いいたします。

8款1項1目繰越金につきましては、令和4年度決算に伴い繰越額が確定したことによるものでございます。

次に、歳出ですが10、11ページをお願いいたします。

2款2項1目介護予防サービス等諸費の介護予防住宅改修負担金ですが、必要見込額の増加により予算措置をお願いするものです。財源につきましては、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金等を充当しております。

中段、3款1項1目介護給付費準備金積立金8,201万1,000円については、4年度決算の余剰金2分の1を積立てるものです。

5款1項2目償還金につきましては、4年度決算に伴い国・県支払基金負担金の確定により返還となるものです。

12、13ページの5款3項1目他会計繰出金につきましては、4年度決算に伴い、市の負担金の確定により一般会計へ返還となるものです。

以上で、詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、議案第67号について詳細説明を求めます。環境課長。

○環境課長（田代 由理君） 環境課長です。議案第67号について詳細説明をいたします。

議案第67号、令和5年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,943万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和5年9月5日提出、由布市長。

資料の、歳入歳出補正予算事項別明細書の6ページをお開きください。

まず、歳入でございます。5款1項1目一般会計繰入金及び6款1項1目繰越金については、決算余剰金確定に伴うもので、繰越金10万3,000円を減額し、繰越金減額の補填とし、一般会計繰入金5万2,000円を増額することにより、5万1,000円を減額するものでございます。

次に、歳出でございます。8ページをお開きください。

歳出につきましては、1款1項1目一般管理費、区分、一般管理費の積立金について、地方財政法第7条により、決算余剰金の2分の1以上である9万9,000円に当初計上していた基金利子1,000円を加えた10万円を基金に積立てるため、当初の予算額15万1,000円から5万1,000円を減額するものでございます。

以上で、議案第67号の詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 次に、議案第68号について詳細説明を求めます。水道課長。

○水道課長（衛藤 武君） 水道課長です。議案第68号について詳細説明をします。1ページ目をお願いいたします。

議案第68号、令和5年度由布市水道事業会計補正予算（第2号）について。

第1条、令和5年度由布市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次の定めるところによる。

第2条、令和5年度由布市水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

款の項目、補正予算額と計のみ読み上げさせていただきます。

支出、第2款水道事業費用、補正予定額、増額の827万2,000円、計8億5,854万8,000円。

第3条、予算第4条本文括弧書中「不足する額3億3,952万円」を「不足する額3億4,022万円」に、「過年度分損益勘定留保資金3億3,952万円」を「過年度分損益勘定留保資金3億4,022万円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第3款資本的収入、補正予定額3,340万円、計5億9,174万7,000円。

2ページ目をお願いいたします。

支出、第4款資本的支出、補正予定額3,410万円、計9億3,196万7,000円。

第4条予算第6条中、起債の目的、建設改良事業費、限度額4億7,760万円を5億1,100万円に改める。

令和5年9月5日提出、由布市長。

詳細につきましては補正予算説明書で御説明申し上げますので、4ページ目をお開きください。
まず、収益的支出でございます。

2款1項1目15節委託料827万2,000円の増額につきましては、挾間取水場における大分川水利権更新業務委託の追加による増額でございます。

次に、資本的収入でございます。

3款1項1目1節建設企業債3,340万円の増額につきましては、支出の請負工事の計上に伴う水道事業債の増額でございます。

次に、下段の資本的支出でございます。

4款1項1目30節請負工事費3,410万円の増額につきましては、挾間町赤野東行地区配水管改修工事と、国道210号線大龍交差点配水管布設替え工事を追加計上したことによります。

5ページ目は地方債の調書です。内容の確認をお願いいたします。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（長谷川建策君） 以上で、各議案の詳細説明が終わりました。

お諮りします。先ほど上程しました諮問第2号の人事案件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに全員による審議にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略し、直ちに全員による審議にすることに決定しました。

まず、諮問第2号、人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川建策君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより諮問第2号を採決します。本案は原案に対し適任と答申することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員17名中起立17名〕

○議長（長谷川建策君） 起立多数です。よって、本案は原案に対し適任と答申することに決定しました。

_____・_____・_____

○議長（長谷川建策君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次回の本会議は、9月7日午後10時から一般質問を行います。

なお、一般質問通告書追加分の提出締切は明日の正午までとなっております。

また、議案質疑に係る発言通告書の提出締切は9月8日の正午までとなっておりますので、厳守をお願いいたします。

本日はこれにて散会します。長時間、大変御苦勞でございました。ありがとうございました。

午後4時25分散会
